

平成22年度  
産業保健調査研究報告書

京都府下における  
産業保健スタッフ（主に産業看護職）の  
職場巡視に対する意識・実態調査

平成23年3月

独立行政法人労働者健康福祉機構  
京都産業保健推進センター

## 研究員名簿

### 調査研究責任者

京都産業保健推進センター 所 長 森 洋 一

### 研究担当者

京都産業保健推進センター 相 談 員 村 田 理 絵

### 共同研究者

財団法人京都工場保健会 常 勤 顧 問 池 田 正 之

京都産業保健推進センター 相 談 員 森 口 次 郎

京都産業保健推進センター 相 談 員 高 田 志 郎

京都産業保健推進センター 相 談 員 桑 村 明 男

京都産業保健推進センター 特 別 相 談 員 玉 泉 孝 次

財団法人京都工場保健会 課 長 奥 田 友 子

財団法人京都工場保健会 課 長 補 佐 井 手 陽 子

財団法人京都工場保健会 大 橋 史 子

# 目 次

1. はじめに .....	3
2. 目 的 .....	3
3. 方 法 .....	3
4. 結果・考察	
1) 産業看護職 .....	4
2) 産業医 .....	14
3) 衛生管理者等 .....	21
5. 全体への考察 .....	30
6. ま と め .....	30
7. 引用・参考文献 .....	31
付表 調査票 .....	32

## 1. はじめに

職場巡視は、産業看護職※1が労働者の健康支援を行う上で、最も重要かつ必要な業務の一つである。労働者の職場環境を口伝えで聞くのと、実際に職場環境を自分の五感で知っているのとでは、労働者をより効果的に支援する上で大きな差が出てくる。しかし、実際の看護職の産業保健活動においては、職場巡視を実施する機会が少ない、または例え職場巡視を行う機会を得たとしても活かしきれていない等の意見も聞く。

過去における全国の産業保健推進センターの調査研究では、産業医に対する職場巡視の実態調査や巡視チェックリストの作成実績はあるものの、職場巡視に関する法的根拠のない産業看護職※2を主な対象にした職場巡視の意識・実態調査は見当たらない。

## 2. 目 的

本研究では、京都府下の産業看護職を対象に、職場巡視の実際及び必要性、不安、要望等について、また、産業医や衛生管理者に対しては、産業看護職が職場巡視を行うことのニーズの他、職場巡視における工夫点や苦勞している点等について、聴き取り調査とアンケート調査を実施した。

以上により得られた回答を集約・解析し、職場巡視の実態を明らかにして、問題となっている事項についての対応を検討し、産業保健推進センターの研修教材資料として活用するとともに、産業看護職が職場巡視する際の基礎資料とすること等により、今後の産業看護職のレベルアップと事業場への産業保健サービス向上を図ることを目的とした。

## 3. 方 法

京都府下にある5事業場に所属する産業看護職5名、衛生管理者5名に対し、訪問聴き取り調査を実施し、アンケートの試作版を作成した。そのアンケートを使用し、京都府下にある主要事業場8社に所属する産業看護職7名、産業医7名、衛生管理者6名にアンケート調査を実施し、その回答者からのご意見や、得られたアンケート内容を基にアンケートの項目の追加・修正を行い、本アンケートを作成した。

メールマガジンの配信や研修案内資料等を送付するために、当センターに登録された産業看護職270名、衛生管理等566名、産業医532名〔平成7年、当センター設立当時に京都府医師会から情報提供された産業医名簿を基に作成〕を対象とし、「京都府下における産業保健スタッフ（主に産業看護職）の職場巡視に対する意識・実態調査」アンケート調査票（末尾に付表1として添付）を送付した。アンケートの回答があった産業看護職111名（有効回答率：41.1%）、産業医187名（有効回答率：35.2%）、衛生管理者等282名（有効回答率：49.8%）を解析対象とした。

※1）日本産業衛生学会 産業看護部会 2005. 4. 23「産業看護の定義」より

「産業看護とは、事業者が労働者と協力して、産業保健の目的を自主的に達成できるよう、事業者、労働者の双方に対して、看護の理念に基づいて、組織的に行う、個人・集団・組織への健康支援活動である」

※2）1972年、労働安全衛生法が制定された折、産業医と衛生管理者については配置基準・業務内容が示されている。産業医は労働安全衛生規則第15条より、月1回以上の職場巡視が義務付けられている。衛生管理者は、労働安全衛生規則第11条より、週1回以上の職場巡視が義務付けられている。

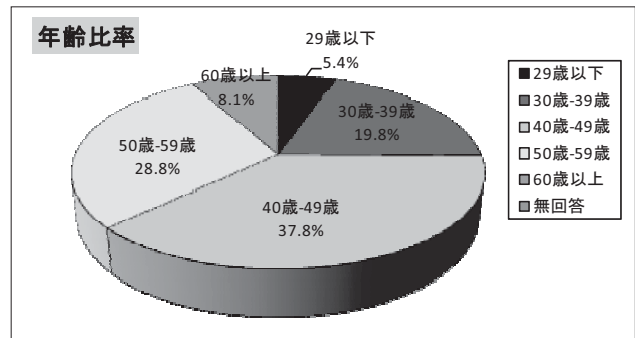
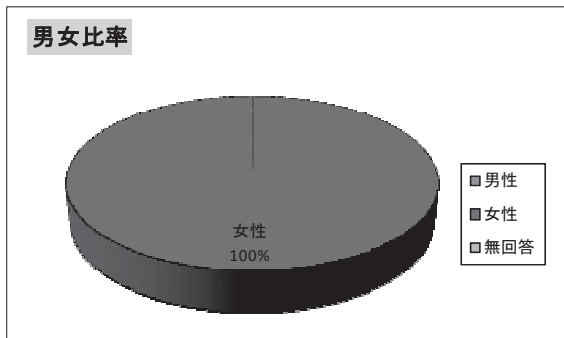
## 4. 結果（アンケート集計）と考察

産業看護職、産業医、衛生管理者等における結果は以下のとおりである。

### 1) 産業看護職

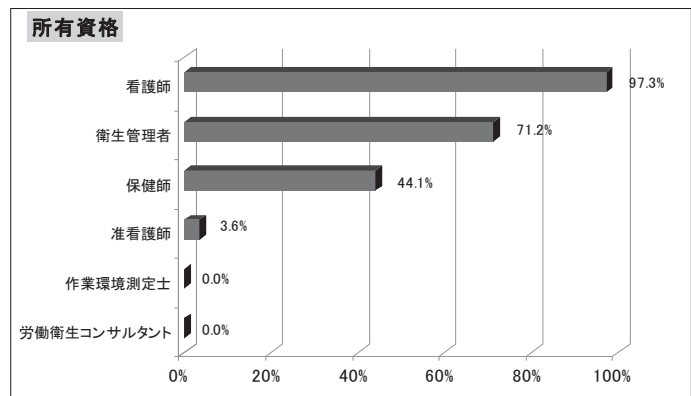
#### 問1. 性、年齢について

性別では、「女性」111名（100%）と全て女性であった。年代では、「40-49歳」が42名（37.8%）と最も多く、次いで「50-59歳」の32名（28.8%）であった。



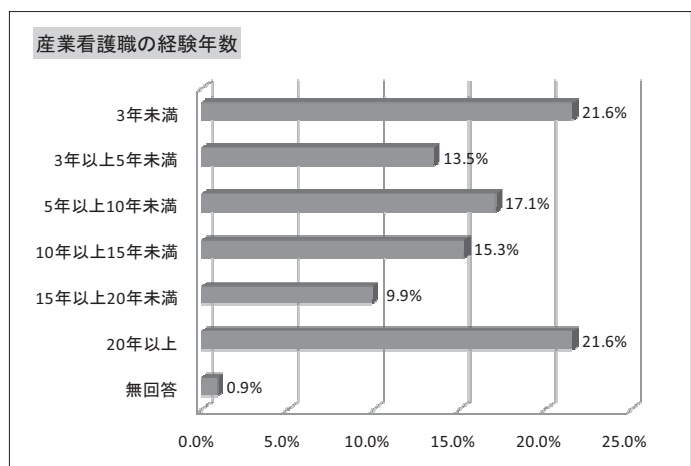
#### 問2. 所有資格（複数回答）

「看護師」資格の所有が108名（97.3%）と最も多く、次いで「衛生管理者」79名（71.2%）、「保健師」49名（44.1%）、准看護師4名（3.6%）であった。看護師資格の所有者108名の中で、62名が看護師と准看護師資格のみであり、62名中30名が衛生管理者の資格を取得している。



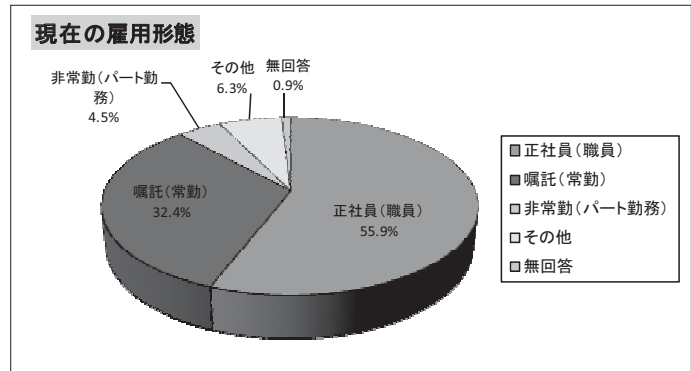
#### 問3. 産業看護職としての経験年数（通算）

「3年未満」が24名（21.6%）、「20年以上」が24名（21.6%）と多く、次いで、「5年以上10年未満」が19名（17.1%）である。また、「5年以上」の経験年数でみると71名（64%）である。



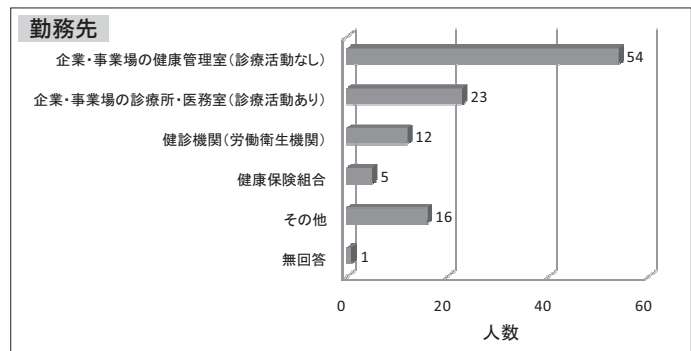
#### 問4. 雇用形態

「正社員（職員）」が62名（55.9%）と最も多く、次いで「嘱託（常勤）」が36名（32.4%）であり、両者で98名（88.3%）を占めた。その他には、「契約社員（常勤）」、「派遣会社からのフルタイム勤務」などが含まれた。



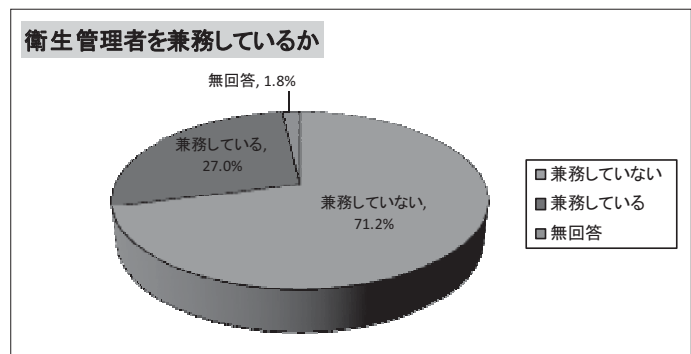
#### 問5. 勤務先

「企業・事業所の健康管理室（診療活動なし）」が54名（48.6%）、「企業・事業所の健康管理室（診療活動あり）」が23名（20.7%）であり、両者で77名（69.4%）を占めた。その他には、「保健室・保健管理センター（大学等）」、「病院」などでの勤務が含まれた。



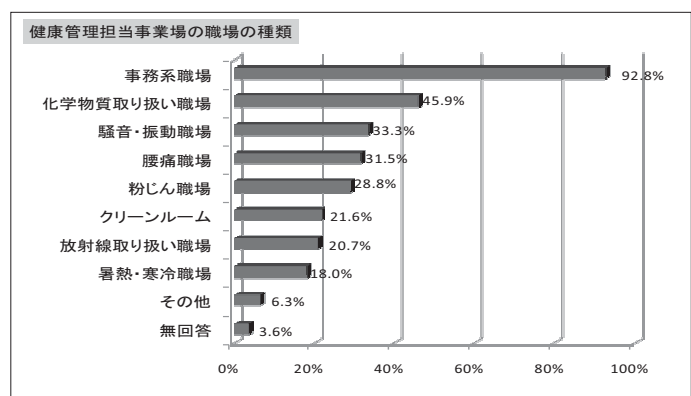
#### 問6. 衛生管理者を兼務しているか

衛生管理者として「兼務している」30名（27%）に対し、衛生管理者を「兼務していない」が79名（71.2%）と多かった。



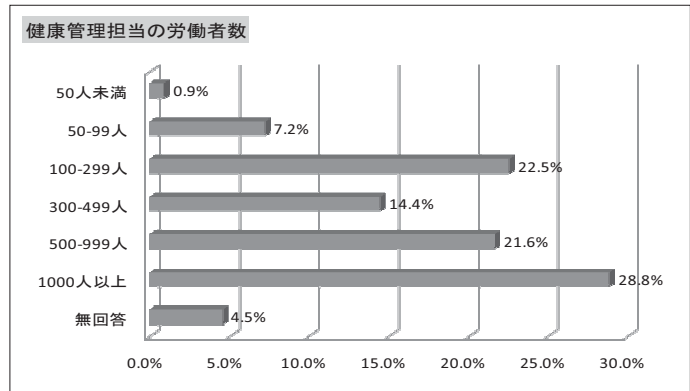
#### 問7. 健康管理担当事業所の職場の種類（複数回答）

「事務系職場」が103名（92.8%）と最も多く、次いで「化学物質取り扱い職場」が51名（45.9%）、「騒音・振動職場」が37名（33.3%）、「腰痛職場」が35名（31.5%）であった。



### 問8. 健康管理担当の労働者数

労働者数「1000人以上」が32名（28.8%）と最も多く、次いで「100-299人」が25名（22.5%）、「500-999人」が24名（21.6%）であった。

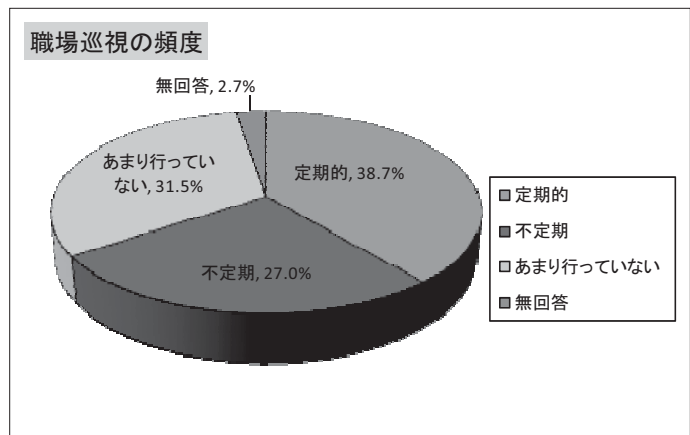


### 問9. 職場巡視を定期的（計画的）に行っているか

「定期的」が43名（38.7%）、「不定期」が30名（27.0%）、「あまり行っていない」が35名（31.5%）であった。

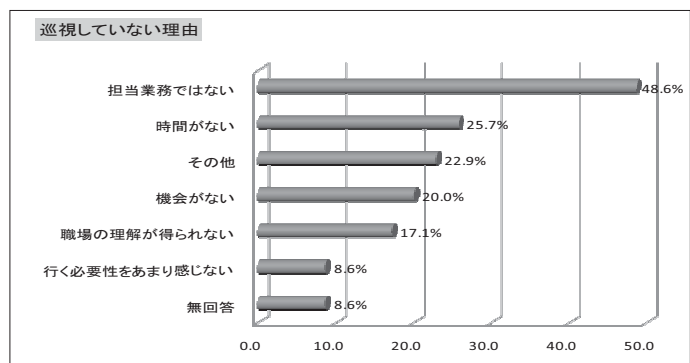
今回の調査結果において、65.7%の産業看護職が定期・不定期に職場巡視に行っていた。

これは平成12年の京都産業保健推進センターの「京都府下の産業保健活動に携わる保健婦・看護婦の業務実態調査」〔以下1〕と略す〕にて、「職場巡視」51%や、愛知産業保健推進センターの「事業場における産業看護職を中心とした産業保健スタッフの実態調査」〔以下2〕と略す〕にて「職場巡視」56.5%よりも高い割合となっている。



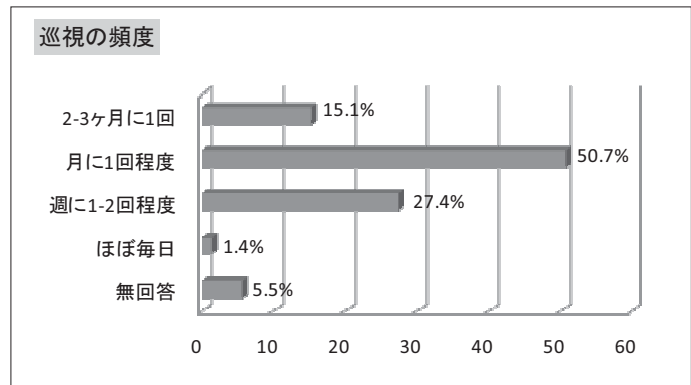
### 問10. 職場巡視にあまり行っていない理由（複数回答）

「職場巡視にあまり行っていない」と回答のあった35名のうち、職場巡視のきっかけについては「担当業務ではない」が17名（48.6%）と最も多く、次いで「時間がない」9名（25.7%）、「その他」8名（22.9%）であった。その他には、「産業医が行っているから」、「各小委員会が行っているから」、「小さい職場なので、巡視をしなくても把握しているから」、「前例がない」などの意見があった。



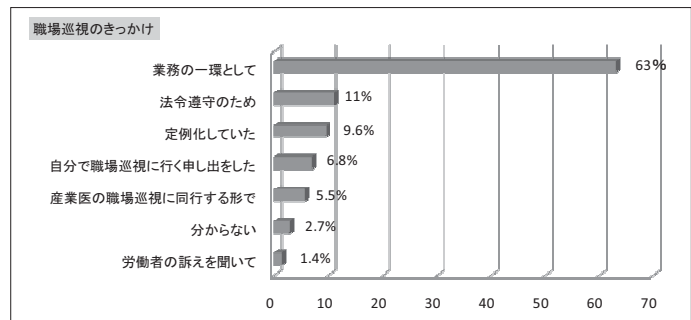
### 問11. 職場巡視の頻度

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、巡視の頻度は「月に1回程度」37名（50.7%）が最も多く、次いで「週に1-2回程度」が20名（27.4%）と両者で78.1%を占めている。



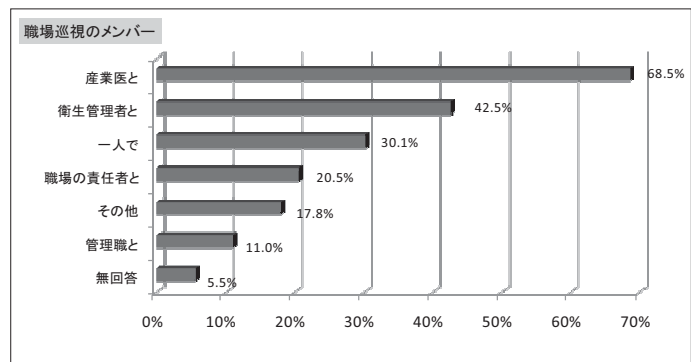
### 問12. 職場巡視のきっかけ

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、職場巡視のきっかけは、「業務の一環として」46名（63%）、「法令遵守のため」8名（11%）であった。



### 問13. ア) 職場巡視のメンバー（複数回答）

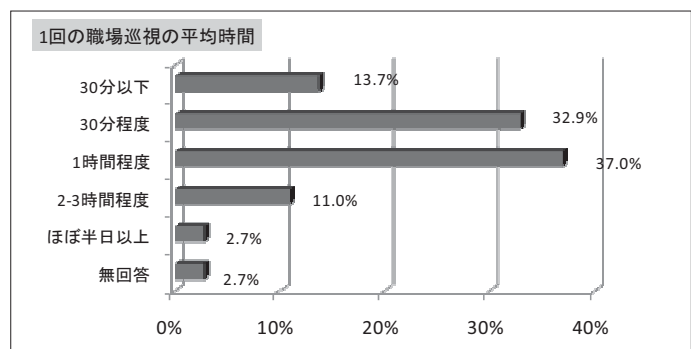
「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、職場巡視のメンバーについては「産業医と」が50名（68.5%）と最も多く、次いで「衛生管理者と」31名（42.5%）、「一人で」22名（30.1%）、「職場の責任者と」15名（20.5%）、「その他」13名（17.8%）であり、「安全衛生委員会のメンバーと」「安全担当者」と等が含まれている。



産業看護職が職場巡視する機会は、産業医に同行する形が多いのではないかとと思われる。また、「一人で」と回答した9割が40歳以上だったことから、経験豊富な看護職が一人でも職場巡視に行っていることが窺える。

### 問13. イ) 1回の職場巡視の平均時間

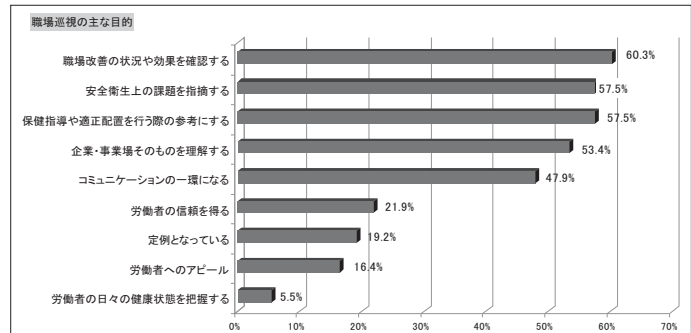
「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、1回の平均時間は「1時間程度」27名（37%）が最も多く、「30分程度」24名（32.9%）であった。





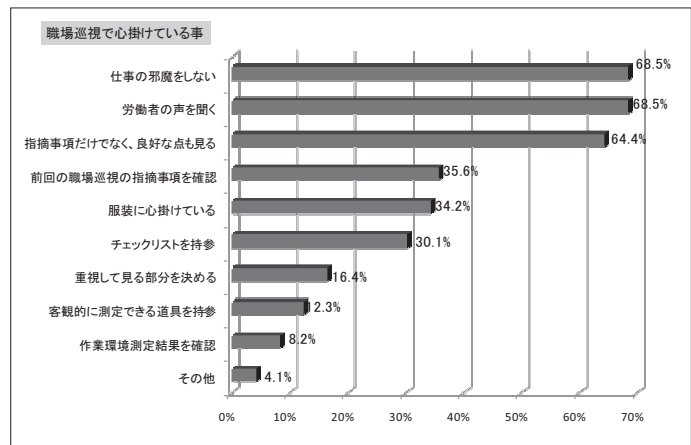
#### 問14. 職場巡視に行く主な目的（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、職場巡視に行く主な目的は「職場改善の状況や効果を確認する」44名（60.3%）が最も多く、「安全衛生上の課題を指摘する」42名（57.5%）、「業務内容を理解して保健指導や適正配置を行う際の参考にする」42名（57.5%）であった。



#### 問15. 職場巡視の際、主に心がけていること（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、職場巡視の際に主に心がけていることについては、「仕事の邪魔をしない」50名（68.5%）と「労働者の声を聞く」50名（68.5%）が最も多く、次いで「指摘事項だけでなく、良好な点も見る」47名（64.4%）であった。

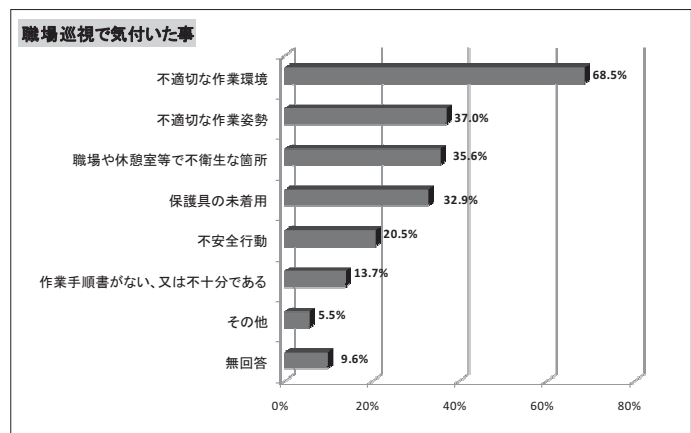


「労働者の声を聞く」は、看護職68.5%、衛生管理者等57%に対し、産業医38.3%であり、看護職が労働者の身近な健康支援者として機能を果たしていることがわかる。

「客観的に測定できる道具を持参」は、看護職12.3%、産業医4.7%、衛生管理者等7.2%という結果から、京都産業保健推進センターで実施している「作業環境測定機器取扱実務研修」は引き続き実施していく必要がある。また、「作業環境測定結果を確認」は、看護職8.2%、産業医5.5%、衛生管理者9.7%という結果から、京都産業保健推進センターで現在実施している「作業環境測定結果の見方」の研修も継続していく必要がある。

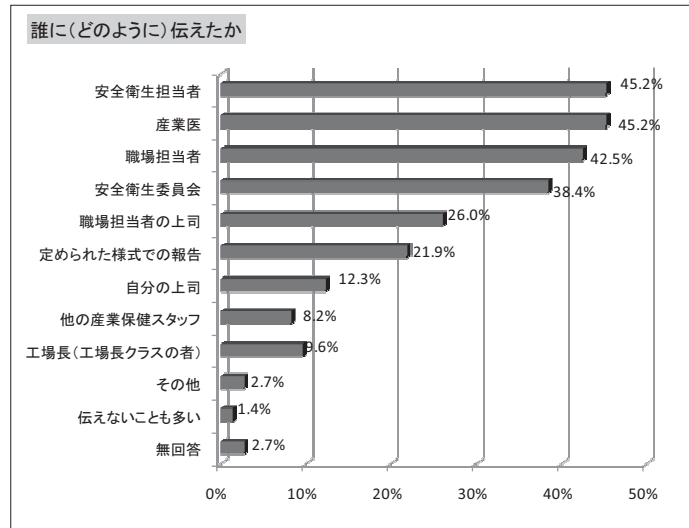
#### 問16. 職場巡視を行って、これまでに実際に気付いた内容（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、実際に気付いた内容は「不適切な作業環境」50名（68.5%）が最も多く、次いで「不適切な作業姿勢」27名（37%）であった。



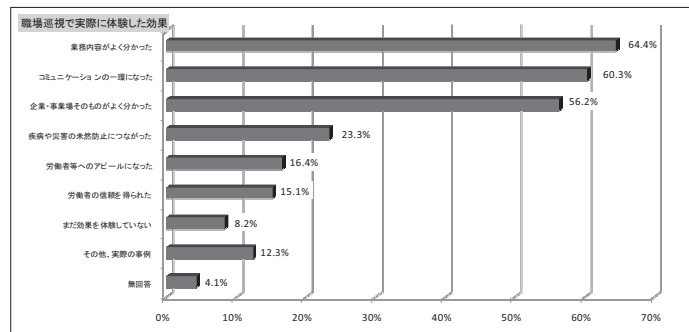
### 問17. 職場巡視で気付いたことを誰に（どのように）伝えたか（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、気付いたことを誰に（どのように）伝えたかについては「安全衛生担当者」33名（45.2%）と「産業医」33名（45.2%）が最も多く、次いで「職場担当者」31名（42.5%）、「安全衛生委員会」28名（38.4%）であった。



### 問18. 職場巡視に行つて、実際どのような体験をしたか（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、どのような体験をしたかについては「労働者の業務内容がよく分かった」47名（64.4%）、「他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になった」44名（60.3%）、「企業・事業場そのものがよく分かった」41名（56.2%）であり、これらの3項目の効果を50%以上の方が体験していた。



これら3項目の職場巡視の効果については、職場巡視した看護職の半数以上が体験しているが、「疾病や災害の未然防止につながった」という作業環境管理・作業管理面における働きかけの成果については、23.3%と低い割合であった。これは、職場巡視で気付いた事が「不適切な作業環境」68.5%とあるが、それを誰に（どのように）伝えたかについては、「安全衛生委員会」が38.4%、「工場長（工場長クラスの者）」9.6%と低いことも要因の一つと考えられる。1)の調査※において、産業看護職による「安全衛生委員会への出席」は46%、2)の調査※において、「安全衛生委員会への参加」は、59.1%である。また、産業保健師会の「平成20年度 産業保健師就業実態調査研究事業」〔以下 3)と略す〕においては、「安全衛生委員会」の保健師の出席状況は86.6%が出席しているものの、委員として発言権を持って参加している割合は半数弱である」ということから、産業看護職は、安全衛生委員会に参加することはもちろん、安全と衛生両面に幅広い見識を持って、専門的立場から、事業場の安全衛生推進に寄与できるような存在になっていくことが課題の一つである。

また、1)の調査において、看護職が携わっている業務内容において、「職場巡視」は51%、2)の調査※では「職場巡視」は56.5%であるが、1)の調査では「作業環境管理」24%、2)の調査では「作業環境管理」19.4%、「作業管理」18.2%と低い。3)※の調査において、「職場巡視の計画・実施と職場巡視に基づく指導に係る実務を約60%の事業場で保健師が担っている。しかし、リスクアセスメントや安全衛生教育の実務を保健師が担っている事業所の比率は低い」ということから、職場巡視した結果を作業環境管理、作業管理まで十分に活かしておらず、疾病や災害の未然防止につながったと実感できていないのではないかとと思われる。

問21より、看護職の約8割が職場巡視は労働者の支援に効果的だと言っているものの、職場巡視した結果を

評価し、作業環境や作業方法等の改善への効果についても実感していけるように、京都産業保健推進センターにおいては、現在、実施している作業管理・作業環境管理の産業看護職実力アップ研修や、産業医・衛生管理者向けに実施している職場巡視の実地研修等を多くの産業看護職にも参加してもらえよう働きかけを行っていく必要があると思われる。

※1)、2)の調査：p31、7. 引用・参考文献1)、2)問9

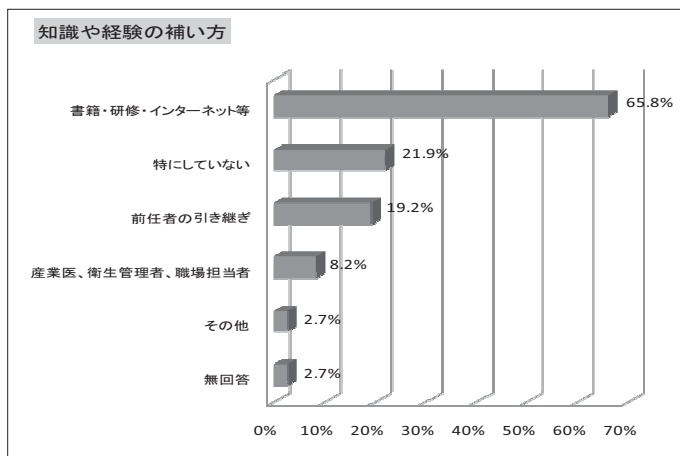
※3)の調査：p31、7. 引用・参考文献3)問18

以下、実際の事例に記述があった9名(12.3%)の内容を示す。

- ・産業医の職場巡視で(会社に対しての必要な勧告や指導・助言によって)、環境改善点も多く労使双方より、コーディネータとしての役割等期待の声が届くようになった。『次はうちの職場を回って欲しい』と要請・要望も増える等、全体的に事業場内で認識変革ができています。
- ・暑いという職場に出向いたら、温度計がなかったので、客観的に確認できなかった。そのため、総務に訴えたら温度計が多数配置された。
- ・保護具の装着が正確にできていない人へ注意をすることができるようになった。
- ・事務所でのパソコンの位置、使用についての注意(指導含めて)をしたことで腰痛、肩こりの訴えが減少した。
- ・工場内の喫煙場所が減り、受動喫煙の機会が減少した。
- ・組立工程の上肢作業者に対して、身長に応じた作業台使用、工具の力の入れ方など指導することで頸肩腕障害の予防に役立ったと思える。
- ・製品、ダンボール箱の積み方の工夫、場所の明示化などにより怪我の防止につながったと思える。
- ・分煙場所の設置、移動、VDT作業についての助言(ブラインドの向きなど)をすることができた
- ・作業員の面談を通し、水質不安の訴えを機に、貯水槽の点検、清掃モレが発覚し、改善に至った。
- ・衛生的な職場環境に改善できた。
- ・駐車場に外灯を設置し、安全面が向上した。
- ・机、いすの高さを変え正しい作業姿勢がとれるようになった。
- ・昨年より安全衛生委員会での定例報告を業務の一環として行っているが、会社としてまだ理解してもらえないことが多く、委員会で報告・了解を受けてもその事例改善に対してのクレーム等もあり、効果はまだ体験できていない。

### 問19. 職場巡視の際、どのような方法で知識や経験を補っているか(複数回答)

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった73名のうち、知識や経験を補う方法としては「書籍・研修・インターネット等」48名(65.8%)が最も多く、次いで「特にしていない」16名(21.9%)であった。



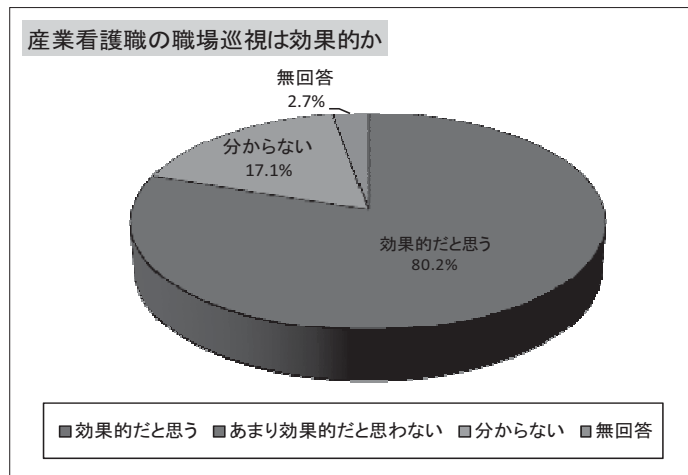
**問20. 書籍・研修・インターネットの内容（複数回答）**

48名のうち、回答のあった25名の内容を以下に示す。

- ・京都産業保健推進センターの職場巡視の研修
- ・厚生労働省のホームページ
- ・茨城産業保健推進センターの職場の衛生管理チェックリスト
- ・安全衛生のひろば
- ・安全と健康（中災防）
- ・中災防のホームページ
- ・産業医活動マニュアル
- ・インターネットにて職場巡視のポイント
- ・産業看護（メディカ出版）
- ・「産業保健・産業看護論」河野啓子著

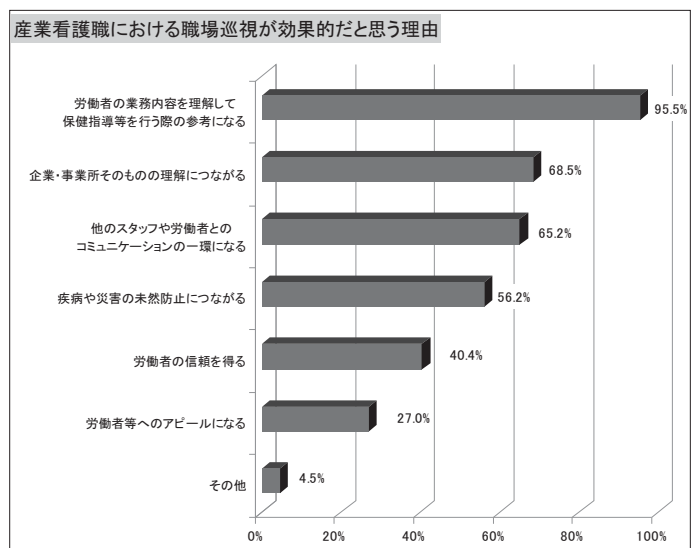
**問21. 産業看護職が職場巡視することは労働者の健康支援に効果的か**

調査に回答があった111名の看護職のうち、89名（80.2%）が「効果的だと思う」と回答し、「あまり効果的だと思わない」0名（0%）、「分からない」19名（17.1%）であった。



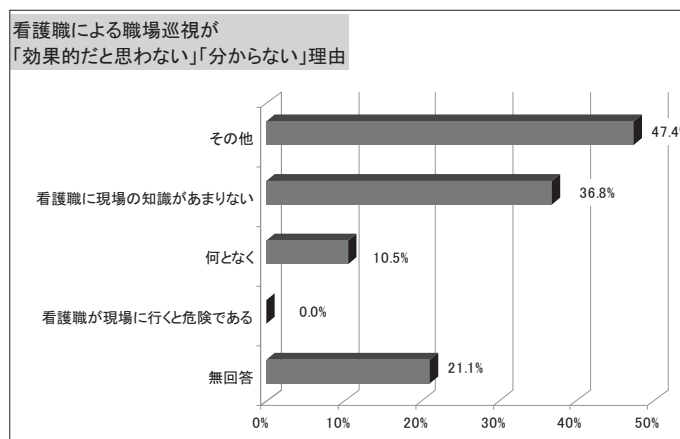
**問22. 産業看護職による職場巡視が、労働者の健康支援に「効果的だと思う」理由（複数回答）**

「効果的だと思う」と回答のあった89名のうち、「労働者の業務内容を理解して保健指導等を行う際の参考になる」85名（95.5%）、次いで「企業・事業所そのものの理解につながる」61名（68.5%）、「他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になる」58名（65.2%）、「疾病や災害の未然防止につながる」50名（56.2%）、「労働者の信頼を得る」36名（40.4%）、「労働者等へのアピールになる」24名（27%）であった。「その他」の内容には「労働時の表情、他者との関わり方を知ることができる」や「現場の状況と健康状態の関連をみることができる」などの記載があった。



### 問23. 産業看護職による職場巡視が「効果的だと思わない」または「分からない」理由（複数回答）

「効果的だと思わない」「分からない」と回答のあった19名のうち、「その他」9名（47.4%）が最も多く、次いで「看護職に現場の知識があまりない」7名（36.8%）であった。



「その他」と回答した9名の内容を以下に示す

- ・実際に効果を感じていない
- ・どのように行えばいいか分からない
- ・危険予知等の安全対策がきちんとされているため
- ・実際に職場巡視したことがない
- ・意見が通らなさそう
- ・重要視されていない
- ・時間がとれない

### 問24. 産業看護職における職場巡視について、要望や意見（複数回答）

調査に回答があった111名中、48名（43.2%）の具体的記載があった。以下に主な意見を示す。

#### <産業看護職における職場巡視の法的根拠を求める声（12名）>

- ・産業看護職が行う職場巡視についても法的根拠が与えられれば、もっと効果的に活動できると思う。会社に意見を伝えても、看護職レベルの意見では、あまり重要視してもらえない。

#### <職場巡視における苦勞している点や問題点（12名）>

- ・衛生管理者が複数人で兼務のため、熱心な巡視活動ができない。巡視場所が多すぎる。
- ・業務の繁雑さ、量の多さ、繁忙期等で、定期的に巡視が出来ないことが多く、定例化への課題を感じている
- ・業務が多忙になる。少ないスタッフでは難しい。
- ・クリーンルーム内での出入りは大変で、また、工場に不慣れな者が出入りするとかえって業務の支障をきたすのではないかと思います、ここ5ヶ月ほど看護職としての工場内巡視は行っていません。
- ・看護職が1名で巡視しているのが実態。管理職や安全担当者も合同で実施をお願いしているが、未実施である。企業、営業所が分散型であるため、看護職や衛生管理者が巡視するのは難しく、代理者が行っていることもある。
- ・前任者がしていないことをすると、反発、反感をかってしまう。よほど信頼関係を築かなければ、職場の受け入れが難しい。しかし、巡視により、みえてくるものがあるはず。産業保健には大きな意味があると考えます。
- ・職場の知識がないため、指摘箇所が分からない。経験や知識が増やせる場がほしい。

#### <職場の理解を求める声（10名）>

- ・以前は会社の医務室での診療が主体だったのを、昨年、産業医が変わり、職場巡視やメンタルヘルス対策をするようになったが、一部からは会社の方針を無視している等と攻撃を受けたりし、割に合わない。
- ・産業医や会社の衛生管理者が、看護職の職場巡視について理解があると活動しやすいと思う。また、仰々



しいイメージがあるので社員の方へも日常的なこととして浸透するような働きかけができると（新人教育などで、会社での産業医や看護職の役割について触れる機会があるなど）、自然に行いやすくなるのではないかと思う。

- ・安全面、衛生面について指摘しても、会社の予算が足りない等の理由で、改善されず、労働者の健康管理が充分できない点が心配である。衛生面についてはあまり予算投入されない現状がある。

#### <他業務との兼ね合いもあり、職場巡視の時間が取れにくい（6名）>

- ・全社員の個人面談が主体となっているため、職場巡視については時間制約もあり、難しい。
- ・年間計画や日程も決まっておらず、診療時間等とかぶる場合同行できない。
- ・産業医活動の時間に限りがあるため、もう少し時間がとれればと思う。
- ・離れた建物に行くことは特に時間の制限もあり難しい。特に産業医の勤務時間が短く、自分自身の知識不足もあり、一人で行くなど、十分な効果につながるか不安が大きい。他の事業所ではどうされているか知りたい。

#### <工夫していること（5名）>

- ・企業の産業看護職として勤務していた際は、産業看護職において職場巡視は最も基本的なものと思い長年実行してきました。法的根拠がなかったので、その時は衛生管理者として巡視しました。毎日、巡視しているとのおのずと問題点がみえてきます。
- ・職場改善となるよう、担当者と改善できることに対してアドバイスするようにしている。良かった点なども報告書に記入するようにしている。
- ・現在、勤めている事業所は営業所であるため、通達を持って行ったり職場に出向く機会を意図的につくっている。

#### <その他ご意見等（11名）>

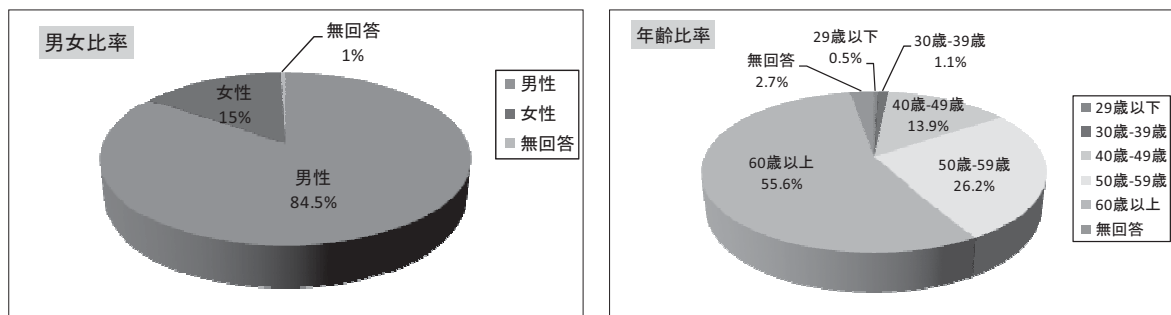
- ・事務系職場の巡視ポイントが知りたい。
- ・メンタル不全の職員がおり、その原因が明らかに職場環境にあると思える場合、しかもその職員や上司からの相談をうけている場合は、看護職が職場巡視することにそれなりの意味、意義があると思います。これといった問題のなさそうな職場に行くことにはアピール程度はあるものの効果的かどうかよく分からないところです。もちろん、問題をみつけることがあったりもしますが。

職場巡視に関するご意見やご要望については、看護職48名（43.2%）、産業医44名（23.5%）、衛生管理者等71名（25.2%）から具体的な記載があり、看護職の職場巡視に対する関心・意識の高さも窺えた。また、看護職、産業医、衛生管理者等において、業種・会社の規模に応じた職場巡視の研修会の開催を求める声も多いことから、今後、京都産業保健推進センターの研修においては、これらの意見も取り入れて研修内容を検討する必要がある。

## 2) 産業医

### 問1. 性、年齢について

性別では、「男性」158名（84.5%）、「女性」28名（15.0%）と男性が多かった。年代では、「60歳以上」が104名（55.6%）と最も多く、次いで「50-59歳」の49名（26.2%）であった。



### 問2. 問3 職種と勤務先

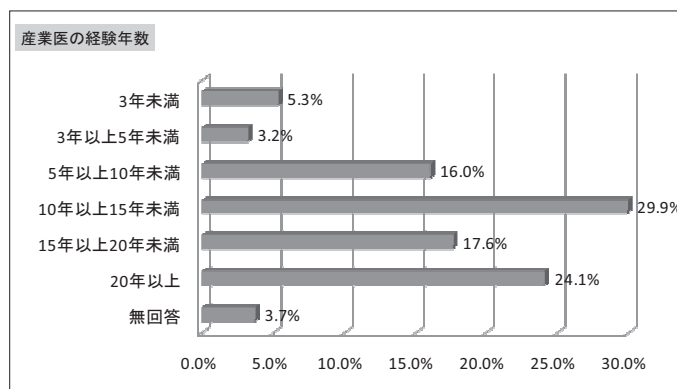
調査に回答があった187名のうち、職種を176名（93.6%）が「産業医」と回答し、11名（5.9%）が「その他」と回答があった。その他には、「産業医登録しているが、産業医としての活動をしていない」「企業内診療所、非常勤医師」「自宅開業医を兼務」「勤務医」等の記載があった。

「産業医」と回答した176名の勤務先の内訳は、「開業医」119名（67.6%）、次いで「病院勤務医」37名（21%）であった。内訳は以下の通りであった。その他には、「老健」「行政機関」「1回/月、2時間嘱託産業医」「現在休診中の開業医」「診療所勤務医」等の記載があった。

	人数	%
開業医	119	67.6%
病院勤務医	37	21.0%
事業場の専属産業医	6	3.4%
健康機関（労働衛生機関）勤務医	4	2.3%
大学または研究機関所属医	2	1.1%
労働衛生コンサルタントや産業医を主義務とした開業医	0	0.0%
その他	6	3.4%
無回答	2	1.1%
合計	176	100.0%

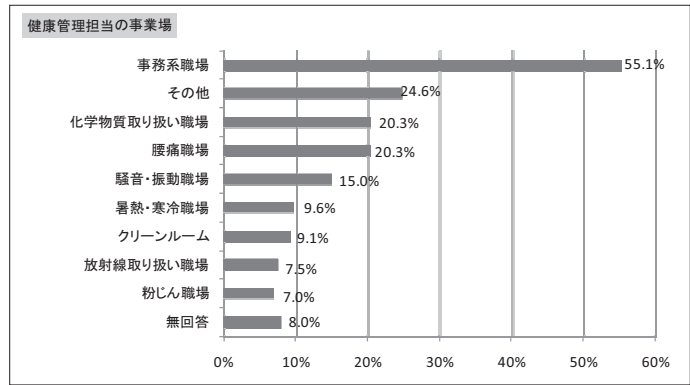
### 問4. 産業医等の経験年数（通算）

「10年以上15年未満」が56名（29.9%）、次いで「20年以上」が45名（24.1%）であった。また、「5年以上」の経験年数でみると164名（87.6%）であった。



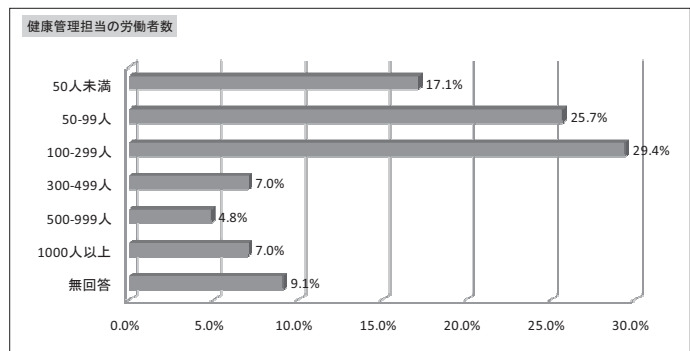
### 問5. 健康管理担当事業所の職場の種類（複数回答）

「事務系職場」が103名（55.1%）と最も多く、次いで「その他」が46名（24.6%）であった。その他には、「病院、警察署、介護施設、製造業」等の具体的な業種の記載があった。



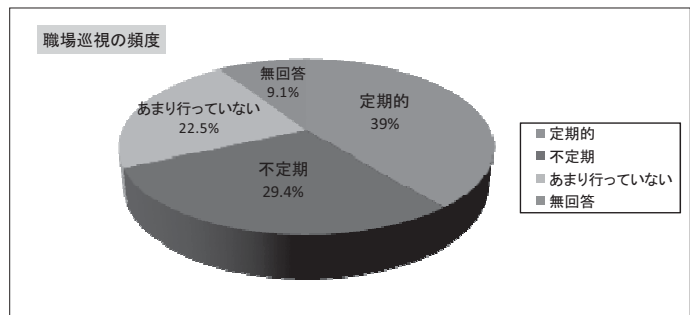
### 問6. 健康管理担当の労働者数

労働者数「100-299人」が55名（29.4%）と最も多く、次いで「50-99人」が48名（25.7%）、「50人未満」が32名（17.1%）であった。



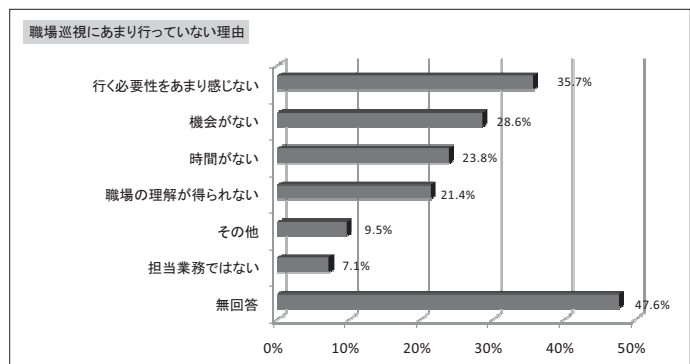
### 問7. 職場巡視を定期的（計画的）に行っているか

「定期的」73名（39%）、「不定期」が55名（29.4%）であり、両者で128名（68.4%）を占めた。「あまり行っていない」が42名（22.5%）であった。



### 問8. 職場巡視にあまり行っていない理由（複数回答）

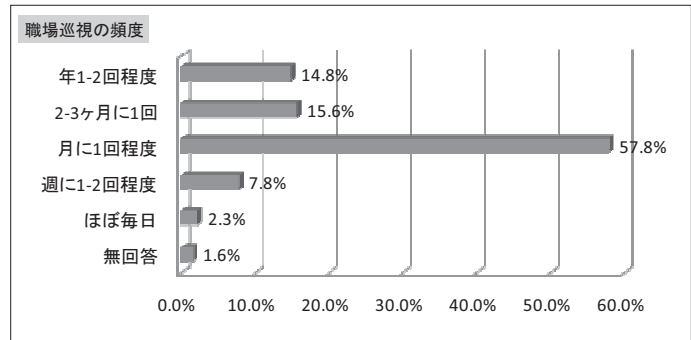
「職場巡視にあまり行っていない」と回答のあった42名のうち、「行く必要性を感じない」が15名（35.7%）と最も多く、次いで「機会がない」が12名（28.6%）であった。





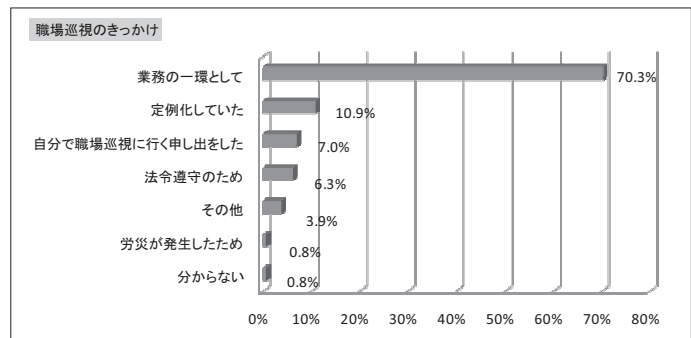
## 問9. 職場巡視の頻度

「職場巡視を定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、巡視の頻度は「月に1回程度」74名（57.8%）が最も多く、次いで「2-3ヶ月に1回」が20名（15.6%）と両方で73.4%を占めている。



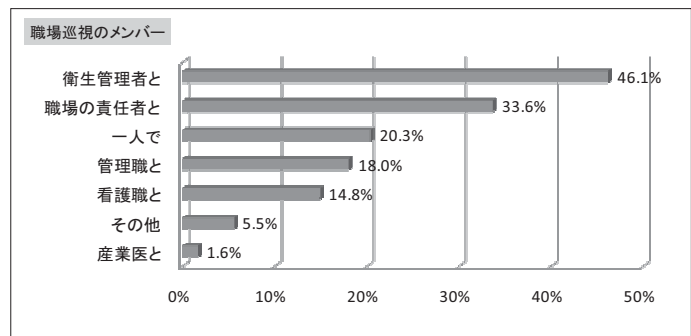
## 問10. 職場巡視のきっかけ

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、職場巡視のきっかけについては「業務の一環として」が90名（70.3%）、次いで「定例化していた」が14名（10.9%）であった。



## 問11. ア) 職場巡視のメンバー（複数回答）

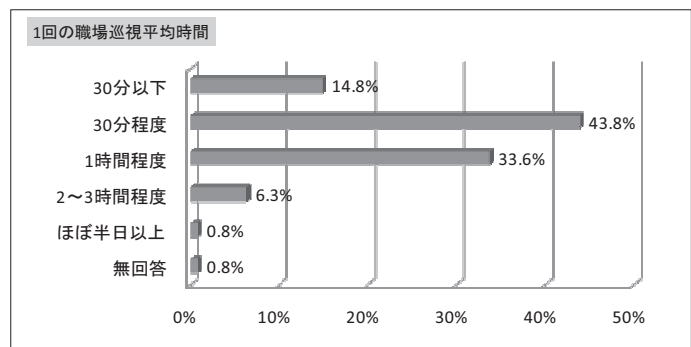
「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、職場巡視のメンバーについては「衛生管理者と」59名（46.1%）と最も多く、次いで「職場の責任者と」43名（33.6%）「一人で」26名（20.3%）、「管理職と」23名（18.0%）、「その他」は7名（5.5%）であり、「組合側と」「安全衛生委員会メンバーと」等が含まれている。



産業医において「一人で」20.3%であり、看護職30.1%より低いのは、今回、回答頂いた看護職の約9割が常勤で雇用されていることに対し、産業医の約9割が「開業医」「病院勤務医」と非常勤であることから、産業看護職が職場に気軽に行きやすい状況等も関係していると思われる。

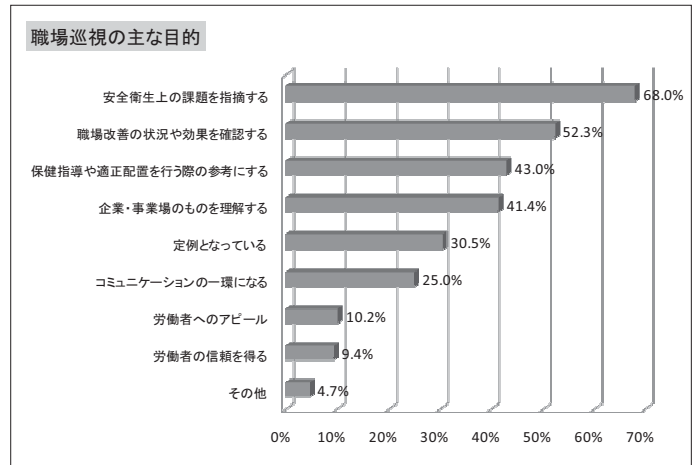
## 問11. イ) 1回の職場巡視の平均時間

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、1回の平均時間は「30分程度」56名（43.8%）が最も多く、「1時間程度」43名（33.6%）であった。



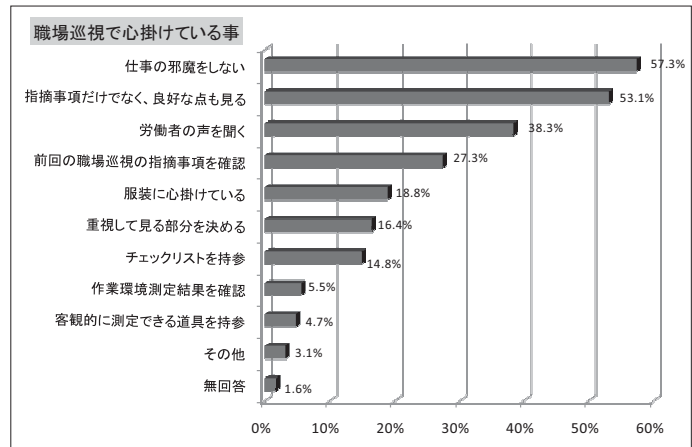
## 問12. 職場巡視に行く主な目的（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、その目的については「安全衛生上の課題を指摘する」87名（68%）が最も多く、次いで「職場改善の状況や効果を確認する」67名（52.3%）、「業務内容を理解して保健指導や適正配置を行う際の参考にする」55名（43%）であった。



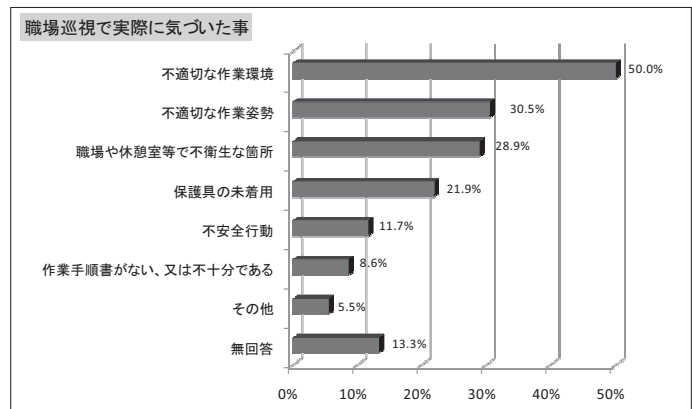
## 問13. 職場巡視の際、主に心がけていること（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、主に心がけていることについては「仕事の邪魔をしない」73名（57.3%）が最も多く、次いで「指摘事項だけでなく、良好な点も見るとともに、労働者の声を聞く」68名（53.1%）であった。



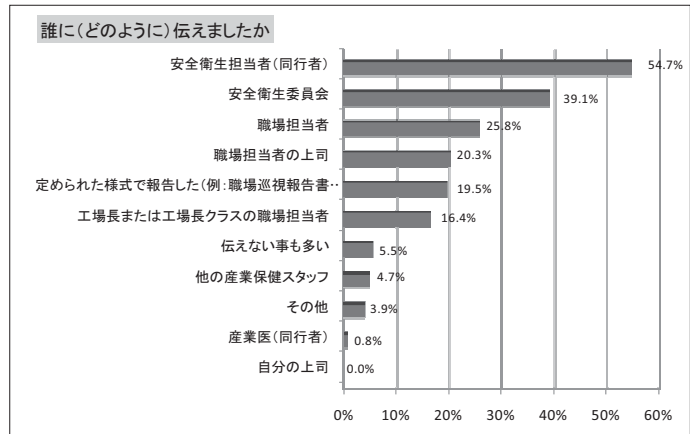
## 問14. 職場巡視を行って、これまでに実際に気付いた内容（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、実際に気付いた内容については「不適切な作業環境」64名（50%）が最も多く、次いで「不適切な作業姿勢」39名（30.5%）であった。



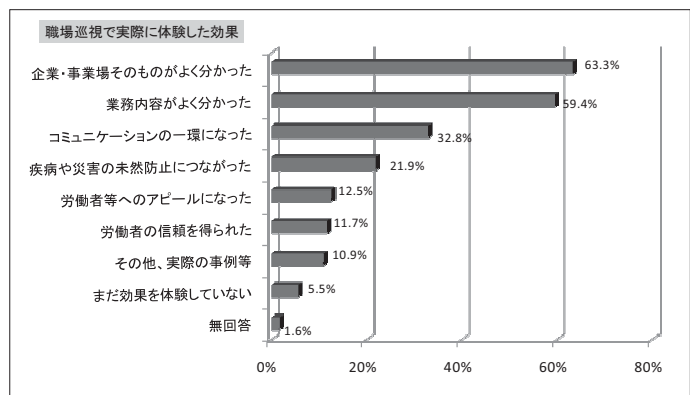
### 問15. 職場巡視で気付いたことを誰に（どのように）伝えたか（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、気付いたことを誰に（どのように）伝えたかについては「安全衛生担当者」70名（54.7%）が最も多く、次いで「安全衛生委員会」50名（39.1%）であった。



### 問16. 職場巡視に行って、実際どのような体験をしたか（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、どのような体験をしたかについては「企業・事業場そのものがよく分かった」81名（63.3%）が最も多く、次いで「業務内容がよく分かった」76名（59.4%）であった。

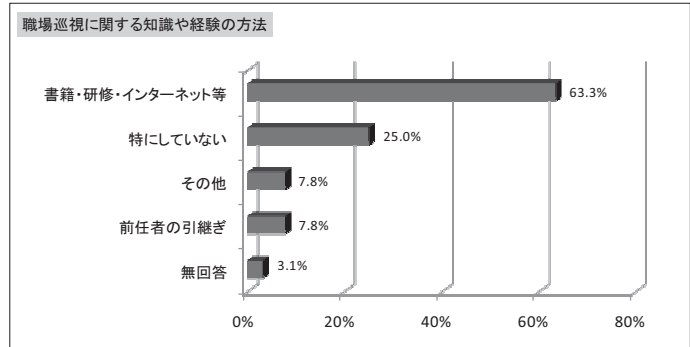


以下、実際の事例に記述があった13名（12.3%）の内容の一部を示す。

- ・転落事故のあった階段へすべり止めをつけるように会社へ指示した後、とても感謝をされた。産業医から会社へ話してくれた方が改善されるのが早いと言われた。
- ・熱中症対策を具体的に指導し、重症度により緊急対応が必要であることを話した後に意識が高まった。
- ・若者で孤立して仲間と昼食を一緒に食べない人へ声かけをくりかえした後、仲間と食堂で食事をするようになった。
- ・熱心な安全衛生委員会を続けることにより無災害7年達成した達成感を共に喜びあうことがうれしかった。
- ・うつ病の発生しやすい職場の雰囲気をつかめた。
- ・一部では冗談が言える様になってきた。配置転換があると状況は変わる。
- ・環境改善に役立つも同じ指摘が繰り返されイタチゴッコの部分もある
- ・喫煙者のいる事業所で分煙をお願いし実現した。
- ・腰痛症の講義 その他質問の返答。
- ・低湿度によるカゼ等感染症疾患の予防のため加湿器を各職場に配置し予防に努める。
- ・分煙が不十分であったが、すぐに改善された。
- ・有害物処理の不適切箇所を指摘、改善など

**問17. 職場巡視の際、どのような方法で知識や経験を補っているか（複数回答）**

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった128名のうち、知識・経験を補っているものとしては「書籍・研修・インターネット等」81名（63.3%）が最も多く、次いで「特にしていない」32名（25%）であった。



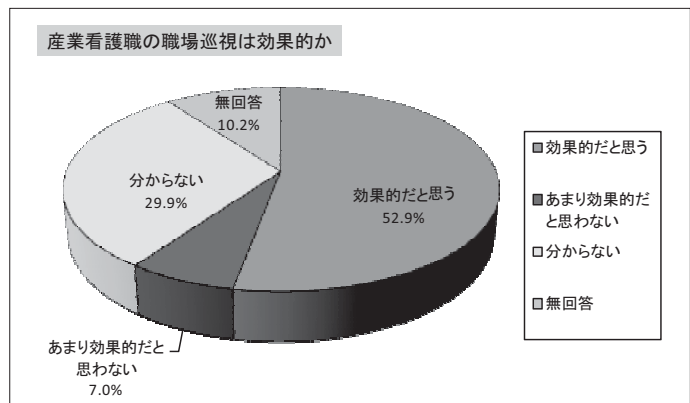
**問18. 書籍・研修・インターネットの内容（複数回答）**

81名のうち、回答のあった54名の内容を以下に示す。

- ・ 京都産業保健推進センターの職場巡視の研修、・ 京都産業保健推進センターへの質問
- ・ 日本医師会認定産業医研修会
- ・ 京都産業保健推進センターのQ&Aサイト（財団）・ 京都産保センターのメールマガジン
- ・ 産業保健21、京都産業保健推進センターの配布資料
- ・ 労働衛生のしおり ・ 安全衛生のひろば（中災防）・ 産業保健ハンドブック
- ・ 産業医活動マニュアル 産業医活動をする人のために ・ 産業保健ガイドライン
- ・ 写真で見る職場巡視のポイント（労働調査会）
- ・ インターネットで厚生労働省の通達等最新の情報を見る

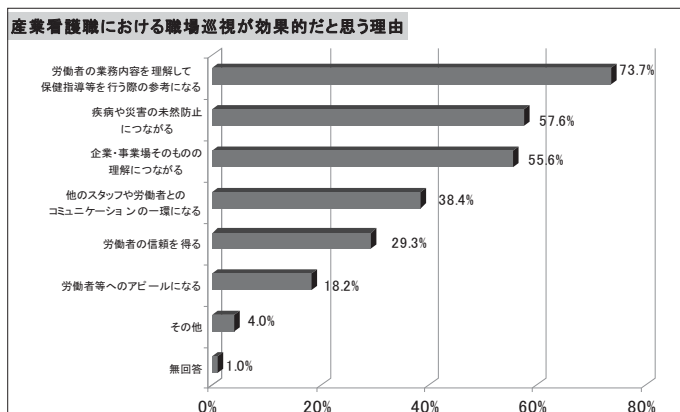
**問19. 産業看護職が職場巡視することは労働者の健康支援に効果的か**

調査に回答があった187名の産業医等のうち、99名（52.9%）が「効果的だと思う」と回答し、「分からない」56名（29.9%）、「あまり効果的だと思わない」13名（7%）、であった。



**問20. 産業看護職による職場巡視が、労働者の健康支援に「効果的だと思う」理由（複数回答）**

「効果的だと思う」と回答のあった99名のうち、「労働者の業務内容を理解して保健指導等を行う際の参考になる」73名（73.3%）、次いで「疾病や災害の未然防止につながる」57名（57.6%）、「企業・事業場そのものの理解につながる」55名（55.6%）であった。

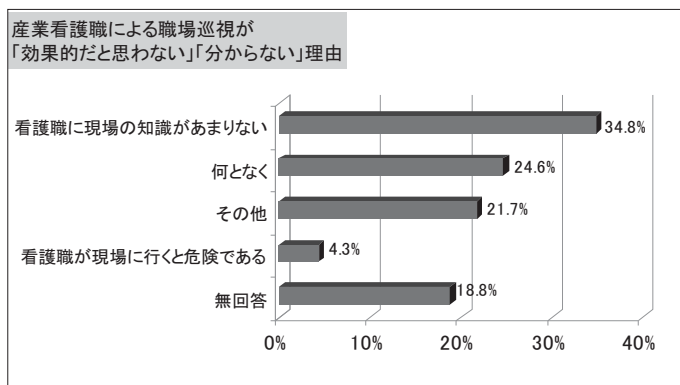


その他の理由に「複数の目で見ることでは一人では気付かない点を補っていくことができると思う」、「きめ細かい情報が得られる」、「①～⑥

全部に効果あると思う。更に女性の場合は独特の柔らかさがある場を和らげる」、「産業医より親しみやすいことが多いため、復職者やトラブル職場の情報収集ができる」など看護の視点としての効果の記載があった。

**問21. 産業看護職による職場巡視が「効果的だと思わない」または「分からない」理由（複数回答）**

「効果的だと思わない」「分からない」と回答のあった69名のうち、「看護職に現場の知識があまりない」24名（34.8%）、「何となく」18名（24.6%）、「その他」12名（21.7%）であった。「その他」12名中9名に「産業看護職と接触の機会がない」と記載があった。



**問22. 職場巡視について、要望や意見（複数回答）**

調査に回答があった187名中44名（23.5%）の具体的記載があった。以下に主な意見を示す。

<業種・会社の規模に応じた職場巡視の研修会の開催を求める声（12名）>

- ・業種に応じた職場巡視の研修会を開催してほしい。
- ・医療機関における巡視の研修会やチェックリスト等よろしくお願いします。
- ・同系統の職場で、今までに問題になった事例があれば、指導方法とともに教えて頂きたい。

<職場巡視における苦労している点や問題点（11名）>

- ・頻回に行くと言われただけに流れてあまり詳しい説明が聞けない。
- ・回数をふやしたいが職場の同意が得られない。
- ・会社によっては、トップが産業衛生に関して全く無関心なこともある。
- ・頻回にやると現場より嫌われる（この忙しい時にややこしいと文句が出る）し、マンネリにもなる。当方の場合、安全衛生委員会がしっかりしているので、そこで討議され必要となれば要請されるので委員会まかせとなっている。
- ・職場そのものが職場巡視の必要性を理解しているとはいえない。産業医活動や職場巡視の必要性が小規模事業所になるほど理解されていない。

<推進センターや研修会に関するご要望等（7名）>

- ・もっと職場巡視の研修の機会を作って欲しい 年間の出席のチャンスが少なすぎるので更新のための資格維持が難しい。
- ・測定器具貸出しの窓口数を増やしてほしい
- ・仕事の邪魔をせずに巡視できる具体的方法を教えてほしい。
- ・産業医講習会でも、もっととりあげてほしい。

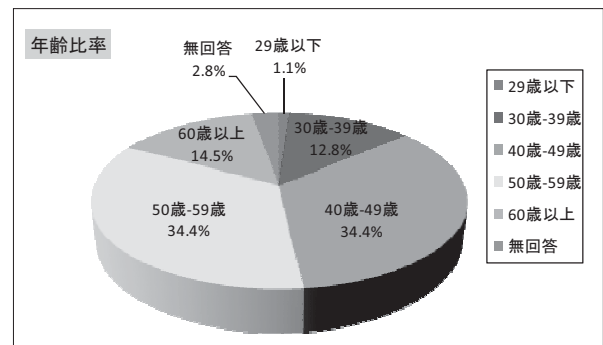
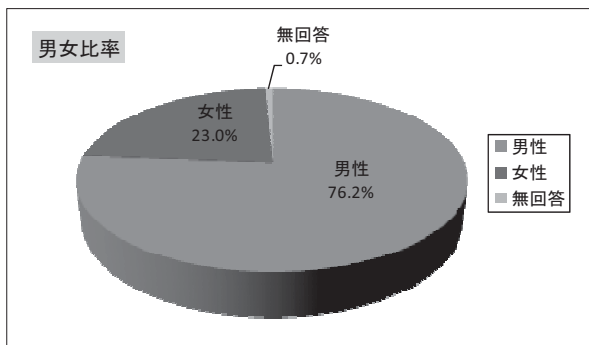
<その他のご意見（13名）>

- ・経営者の理解が第一だと思う。
- ・クリーンルームでの精密機械製造業なので仕事中は入らぬようになっています。
- ・何をすることも、経済的な問題がついてくるので、良い事はわかっているけど実行するのは難しいというのが事業所の実情のようです。
- ・法規上月一回の巡視が定められていますが事業所によってその頻度は変わるのですか？
- ・巡視して指摘があっても改善が困難であったり専門的な工学的介入を要することもある。そういった際の相談機関がほしい。

### 3) 衛生管理者等

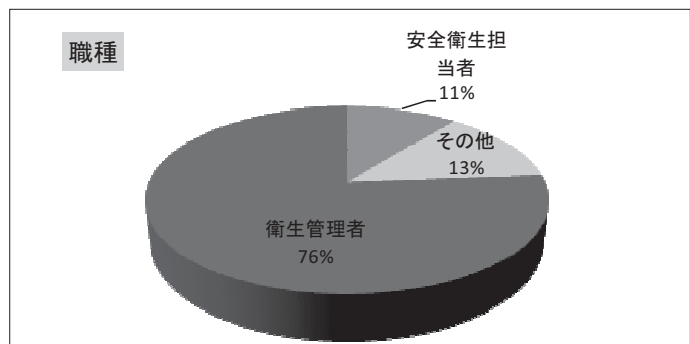
#### 問1. 性、年齢について

性別では、「男性」215名（76.2%）、「女性」65名（23%）と男性が多かった。年代では、「40-49歳」の97名（34.4%）と、「50-59歳」の97名（34.4%）が最も多く、40歳代・50歳代で68.8%を占めた。



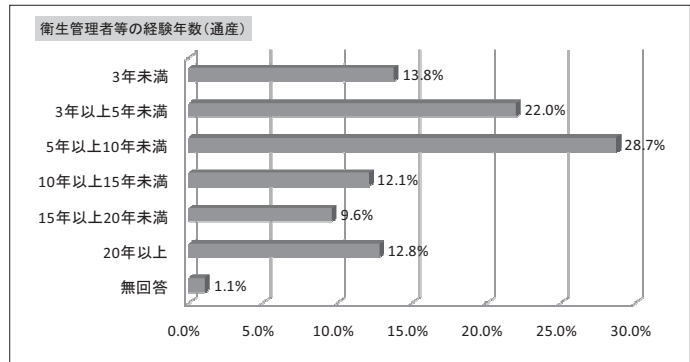
#### 問2、問3 職種

調査に回答があった282名のうち、215名（76.2%）が「衛生管理者」と回答し、次いで37名（13.1%）が「その他」、30名（10.6%）が「安全衛生担当者」と回答があった。その他には、「安全衛生委員会事務局」「社会保険労務士」「人事労務担当者」「労働安全衛生コンサルタント」等の記載があった。



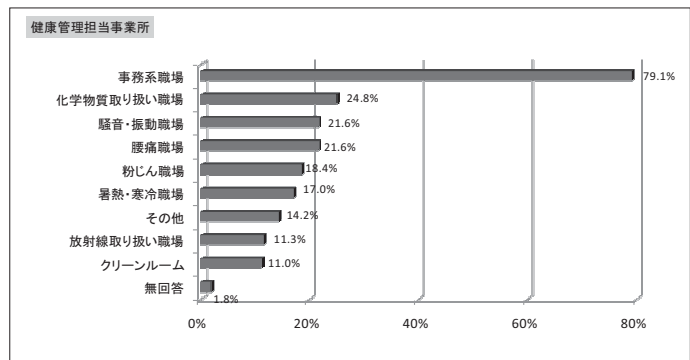
#### 問4. 衛生管理者等の経験年数（通算）

「5年以上10年未満」が81名（28.7%）、次いで「3年以上5年未満」が62名（22%）であった。また、5年以上の経験年数でみると178名（63.1%）であった。



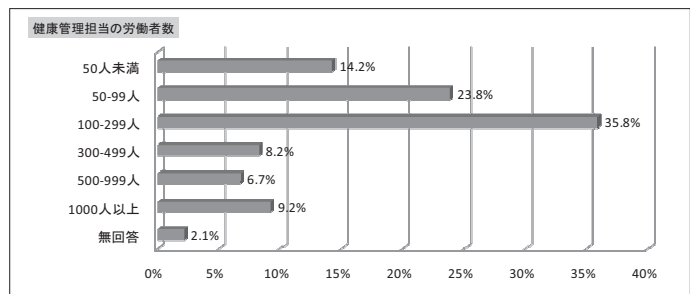
#### 問5. 健康管理担当事業所の職場の種類（複数回答）

「事務系職場」が223名（79.1%）と最も多く、次いで「化学物質取り扱い職場」が70名（24.8%）、「騒音・振動職場」「腰痛職場」が61名（21.6%）であった。その他には、「製造業、土木・建築職場、学校」等の具体的な業種の記載があった。



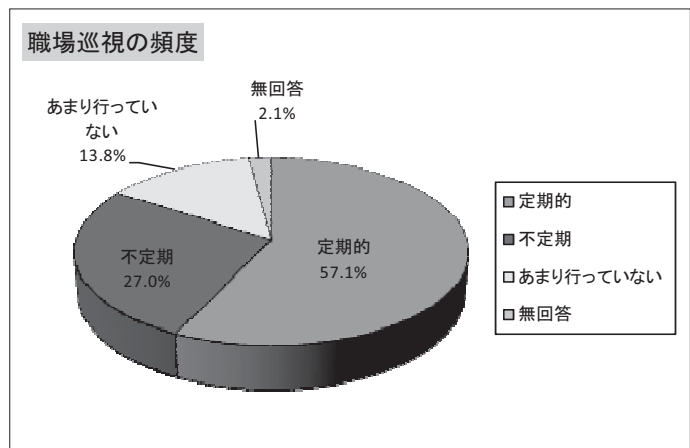
#### 問6. 健康管理担当の労働者数

労働者数「100-299人」が101名（35.8%）と最も多く、次いで「50-99人」が67名（23.8%）、「50人未満」が40名（14.2%）であった。



#### 問7. 職場巡視を定期的（計画的）に行っているか

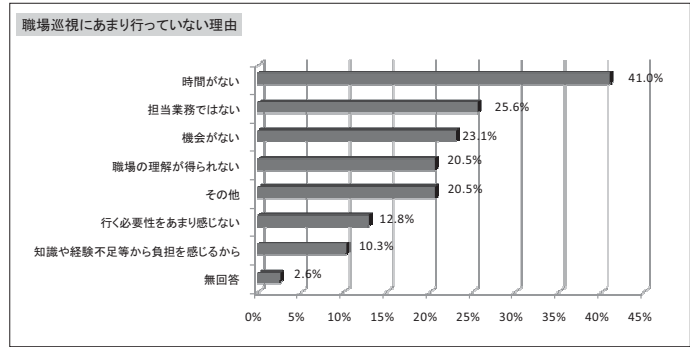
「定期的」が161名（57.1%）、「不定期」が76名（27%）であり、両者で237名（84.1%）を占めた。「あまり行っていない」が39名（13.8%）であった。





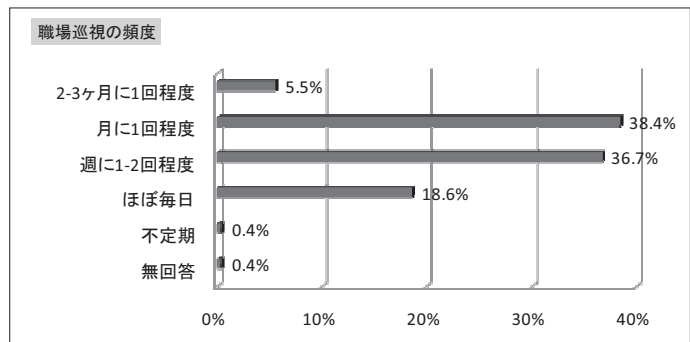
### 問8. 職場巡視にあまり行っていない理由（複数回答）

「職場巡視にあまり行っていない」と回答のあった39名のうち、「時間がない」が16名（41%）と最も多く、次いで「担当業務ではない」が10名（25.6%）、「機会がない」9名であった。



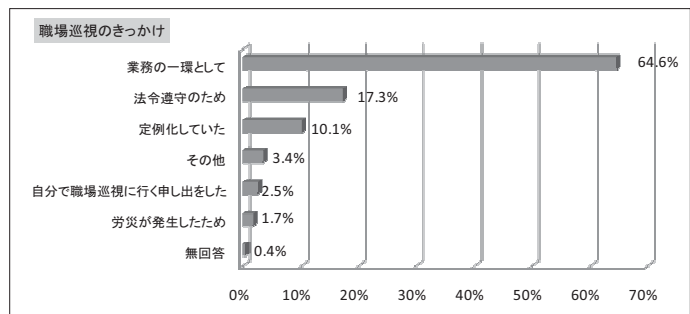
### 問9. 職場巡視の頻度

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、巡視の頻度は「月に1回程度」91名（38.4%）が最も多く、次いで「週に1-2回程度」が87名（36.7%）と両方で75.1%を占めている。



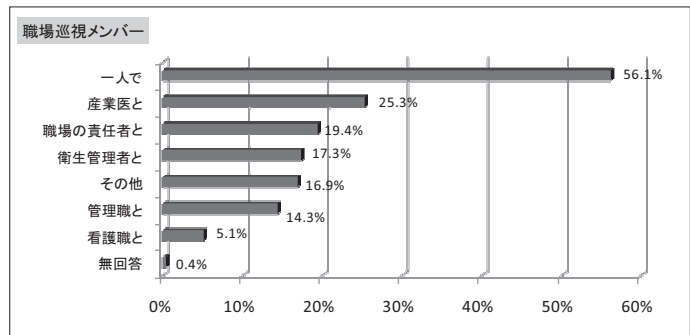
### 問10. 職場巡視のきっかけ

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、職場巡視のきっかけについては「業務の一環として」が153名（64.6%）、次いで「法令遵守のため」が41名（17.3%）であった。



### 問11. ア) 職場巡視のメンバー（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、そのメンバーについては「一人で」134名（56.1%）と最も多く、次いで「産業医と」63名（25.3%）、「職場の責任者と」46名（19.4%）であった。「その他」と回答した28名（16.9%）のうち25名が「安全衛生委員会のメンバーと」と記載があった。

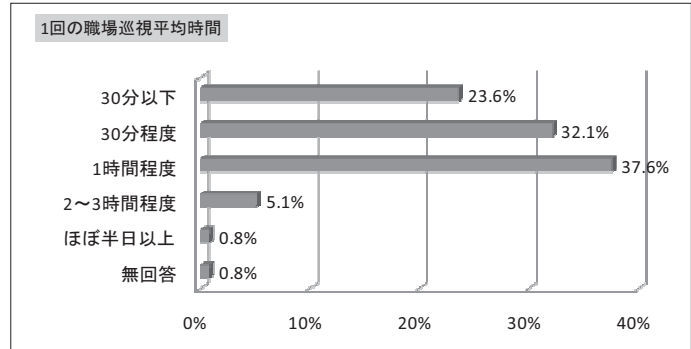


衛生管理者等においては84.1%が定期的・不定期に職場巡視に行っているという結果であり、職場巡視しているメンバーは「一人で」56.5%が最も多く、業務の一貫として日常的に実施している様子が窺える。



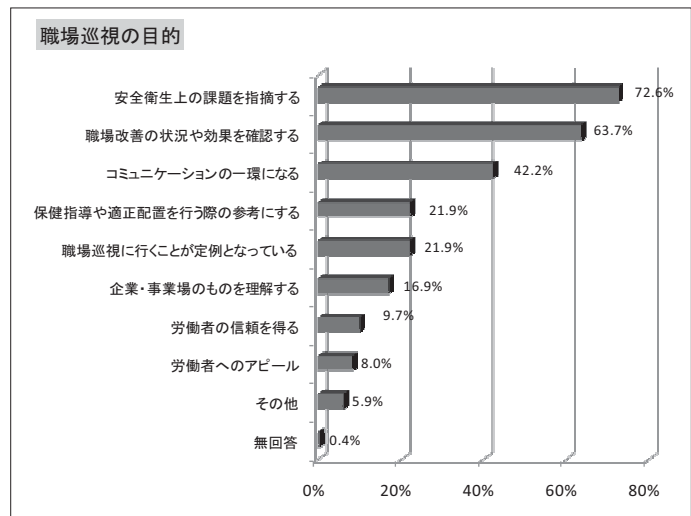
### 問11. イ) 1回の職場巡視の平均時間

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、1回の平均時間は「1時間程度」89名（37.6%）が最も多く、「30分程度」76名（32.1%）であった。



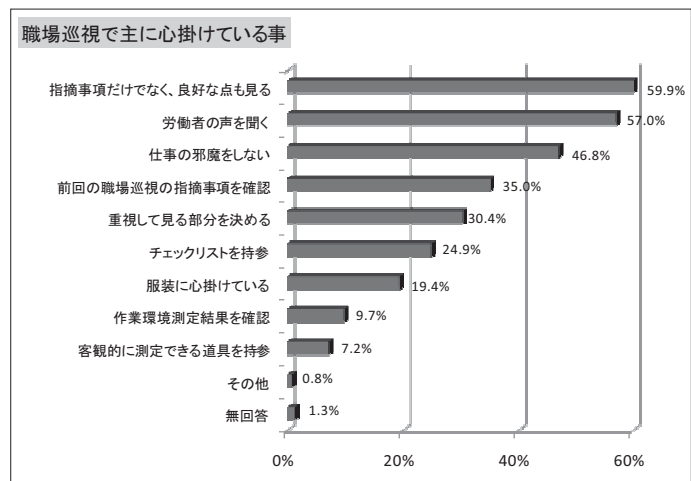
### 問12. 職場巡視に行く主な目的（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、その目的については「安全衛生上の課題を指摘する」172名（72.6%）が最も多く、次いで「職場改善の状況や効果を確認する」151名（63.7%）、「他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になる」100名（42.2%）であった。



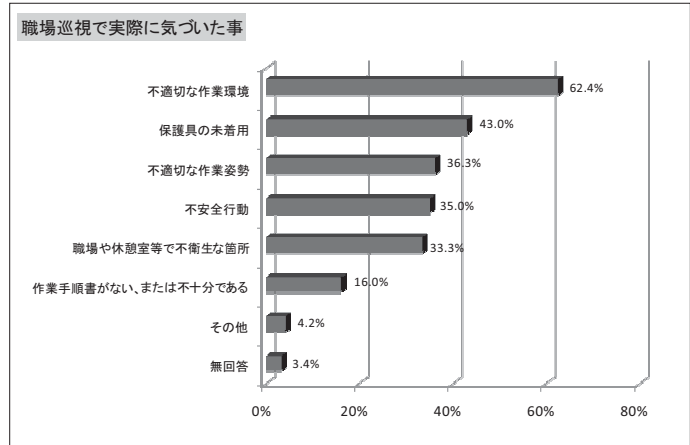
### 問13. 職場巡視の際、主に心がけていること（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、主に心がけていることについては「指摘事項だけでなく、良好な点も見るとともに、労働者の声を聞く」142名（59.9%）が最も多く、次いで「仕事の邪魔をしない」46.8%、「前回の職場巡視の指摘事項を確認」35.0%、「重視して見る部分を決める」30.4%、「チェックリストを持参」24.9%、「服装に心がけている」19.4%、「作業環境測定結果を確認」9.7%、「客観的に測定できる道具を持参」7.2%、「その他」0.8%、「無回答」1.3%であった。



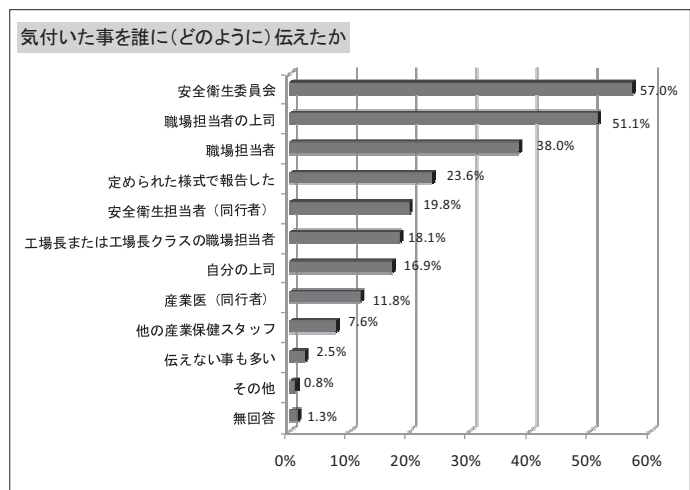
#### 問14. 職場巡視を行って、これまでに実際に気付いた内容（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、気付いた内容については「不適切な作業環境」148名（62.4%）が最も多く、次いで「保護具の未着用」102名（43%）であった。



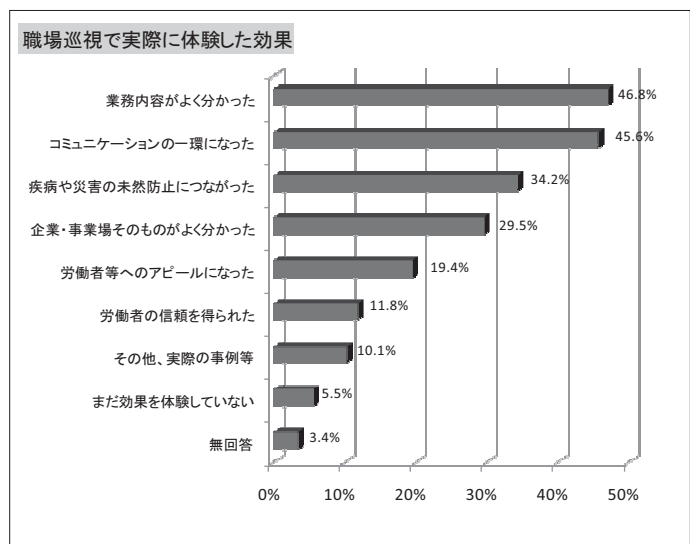
#### 問15. 職場巡視で気付いたことを誰に（どのように）伝えたか（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、気付いたことを誰に（どのように）伝えたかについては「安全衛生委員会」135名（57%）が最も多く、次いで「職場担当者の上司」121名（51.1%）であった。



#### 問16. 職場巡視に行って、実際どのような体験をしたか（複数回答）

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、どのような体験をしたかについては「労働者の業務内容が分かった」111名（46.8%）が最も多く、次いで「他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になった」108名（45.6%）であった。



以下、実際の事例に記述があった24名（10.1%）の内容を示す。

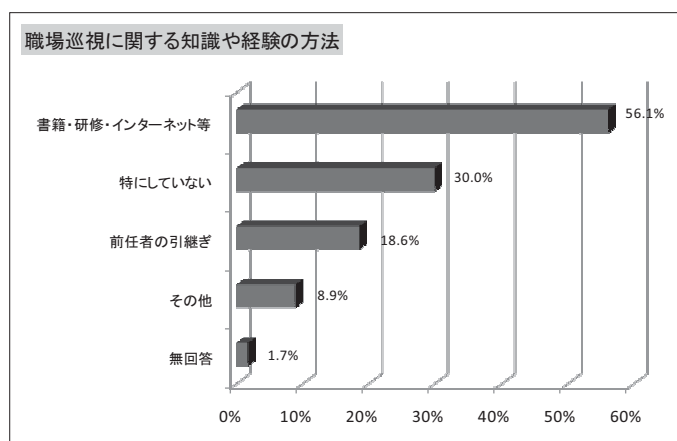
- ・現場の無災害年数が18年と1ヶ月经過している。
- ・通路や書庫等に乱雑におかれていた書類の整理整頓を職員が一体となって取り組み、職場環境が整

えられた。

- ・作業環境の改善が出来た。
- ・定期的に巡視を行うことで、作業者の安全意識が強まり改善などの取り組みが積極的になった。
- ・(衛生管理者からの)指摘箇所の改善につながった。
- ・機械や作業が変更していても週一回の巡視なので早めに気付くことができ、新たにリスクが発生していないか等確認できた。
- ・予防保全に心掛けている。災害が起こり易い職場、設備について、気付けば対策を実施して未然に防止をしている。
- ・職場内での喫煙がほぼ無くなり、又、休憩所もリニューアルし、良くなった。
- ・安全衛生委員会で改善案を協議・検討し、関係者全員が安全・衛生に対する考え方を向上させ物理的な改善の積み重ねが、疾病や災害の防止につながった。
- ・職場の美化作業チーム、用務員さん、掃除作業業者により、「ゴミ一つない建物」をめざした。不審物があったりするとよくわかるようになった。
- ・通路の物置きがなくなった。目の高さ以上の物置きがなくなった。
- ・個々人の抱えている悩みがより見えてくるようになり、相談相手になる。メンタルの事前回避策
- ・VDT作業中、無理のない姿勢(足元の整理や机の整理)につながった。
- ・喫煙場所の変更。
- ・環境、安全、衛生面全てを毎日パトロールすることにより、職員一人一人に意識が出て来て、保護具の着用、安全作業が励行できるようになってきている。
- ・業務の改善と、保護具着用について、内容の教育と指導ができた。
- ・路面等の不良箇所が早急に修繕され、安全歩行ができるようになった。
- ・整理・整頓がすみやかに行われるようになり、衛生面の向上は見られたと感じている。
- ・注意が必要な場所に注意を促す掲示をした。
- ・月一度のパトロールでの細部にわたる5Sを含む、徹底した指摘の継続は工場内の環境改善に大変効果をもたらしていると考えます。
- ・不衛生な箇所の指摘(エアコンのフィルターであった)により、会社が、大々的にそうじをする機会をつくって頂いたこと。
- ・安全基準を無視した工具の使用、局排外での有害物の使用を発見して改善を図った
- ・教育産業だから特に問題はない。

## 問17. 職場巡視の際、どのような方法で知識や経験を補っているか(複数回答)

「職場巡視に定期的・不定期に行っている」と回答のあった237名のうち、知識や経験を補っているものとしては「書籍・研修・インターネット等」133名(56.1%)が最も多く、次いで「特にしていない」71名(30%)、「前任者からの引継ぎ」44名(18.6%)、「その他」21名(8.9%)であった。「その他」の回答には「安全衛生委員会での意見交換」「職場担当者からの説明」等の記載があった。



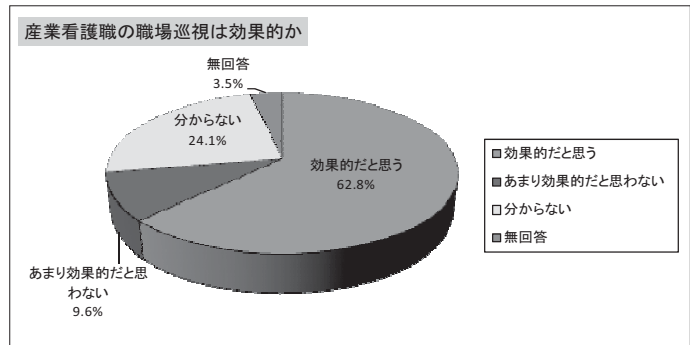
**問18. 書籍・研修・インターネットの内容（複数回答）**

133名のうち、回答のあった85名の主な内容を以下に示す。

- ・京都産業保健推進センターの職場巡視の研修、他社の工場見学
- ・産業保健21、京都産業保健推進センターの配布資料・貸し出し図書
- ・京都産保センターのメールマガジン
- ・中災防のホームページ（安全衛生情報センター等）、図書
- ・写真で見る職場巡視のポイント（労働調査会）
- ・インターネットで厚生労働省の通達等最新の情報を見る ・法令集、MSDS（GHS）
- ・労働衛生のしおり ・「衛生管理上・下」
- ・雑誌「安全衛生のひろば」（中災防） ・雑誌「安全と健康」
- ・衛生管理者研修会 ・労働基準協会での研修会 ・社内研修
- ・日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部の研修会
- ・全国衛生管理者協議会ホームページ ・衛生管理者能力向上教育基礎研修I

**問19. 産業看護職が職場巡視することは労働者の健康支援に効果的か**

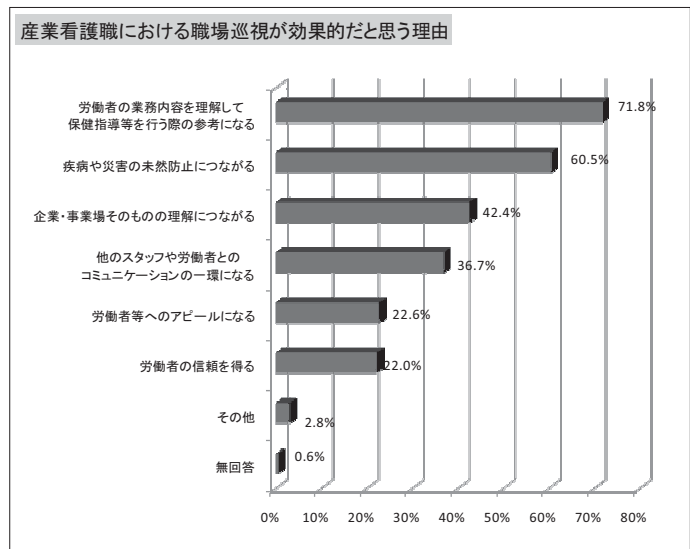
調査に回答があった282名の衛生管理者等のうち、177名（62.8%）が「効果的だと思う」と回答し、「分からない」68名（24.1%）、「あまり効果的だと思わない」27名（9.6%）、であった。



**問20. 産業看護職による職場巡視が、労働者の健康支援に「効果的だと思う」理由（複数回答）**

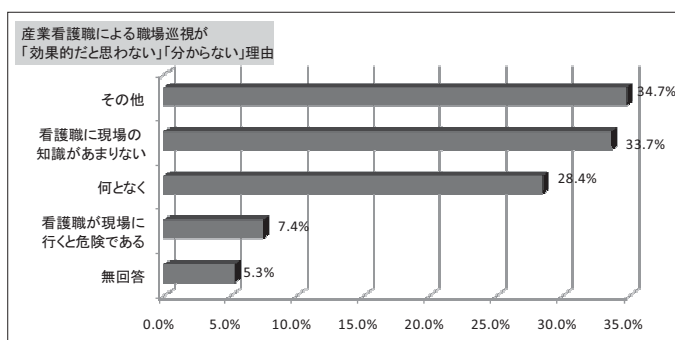
「効果的だと思う」と回答のあった177名のうち、「労働者の業務内容を理解して保健指導等を行う際の参考になる」127名（71.8%）、次いで「疾病や災害の未然防止につながる」107名（60.5%）、「企業・事業所そのものの理解につながる」75名（42.4%）であった。

その他の理由に「違う視点から見ることができる」、「業務内容の掌握に医師よりも時間の制約がない」「（各種）健診の際の問診時での従業員が訴えていた職場の確認ができる」等の記載があった。



## 問21. 産業看護職による職場巡視が「効果的だと思わない」または「分からない」理由（複数回答）

「効果的だと思わない」「分からない」と回答のあった95名のうち、「その他」33名（34.7%）が最も多く、次いで「看護職に現場の知識があまりない」32名（33.7%）であった。「その他」33名中、13名が「産業看護職と接触の機会がない」と記載があった。



調査に回答した産業看護職の8割が“産業看護職による職場巡視が効果的である”と回答しているのに対して、産業医、衛生管理者の3割は、産業看護職による職場巡視が“効果的だと思わない”または“分からない”と回答していることや、その理由からも、衛生管理者等、産業医におけるそれぞれの立場を理解するための3者合同研修会の開催等を検討していく必要があると思われる。

## 問22. 職場巡視について、要望や意見

調査に回答があった282名中71名（25.2%）の具体的記載があった。以下に主な意見を示す。

<職場巡視における苦勞している点や問題点（27名）>

- ・建設業は事業所（現場）が離れているので月1回の巡視が難しい。
- ・作業者の困っている事、職場の危険箇所の摘出を迅速に把握が出来ていないと思われる。
- ・事業所の数が多く、交替勤務職場もあり、巡視の機会に限られるため、苦勞している。ただし、安全推進者を選任しており、衛生管理者や産業看護職は年に数回巡視を行っている。
- ・衛生管理者の立場を理解していない人が多い。
- ・現場が忙しくしているとなかなか声をかけにくい。
- ・操業が忙しい為、巡視で指摘事項の改善がなかなか進まない。
- ・巡視だけでは、真の問題発見ができてにくい。
- ・リスクアセスメントを実施して、リスク要因を事業場に示しても、実際に改善されたかどうか疑問などところがある。中小企業では、改善までいかない所が多い、財政の面で特に。衛生主体のリスクアセスメントでは特に感じるところである。
- ・安全生委員会、職場巡視が定例化されていないので、職場巡視は、個人的に対応しているというのが実態となっている。早く組織（会社）として定例化したい。
- ・本質が理解されないと実際はむずかしいと思います。通路が・・・、物が置いてある・・・、体の位置が不安定というような漠然な巡視になるとも思います。
- ・担当者が多忙で、人員も限られ、巡視日程が組みにくい。
- ・職場巡視の際、安全衛生に関わる不具合指摘事項を労働者に対して指摘するとき、労働者が気分を害さずに受け入れられるように話すには、どのように話しかければよいか言葉に迷うことが多いです。
- ・時間とコストが大きい。
- ・会社が職場巡視や安全衛生委員会衛生関係の活動は認めていないため、運行管理者として巡視（別の業務のついでとして）しているのが現状です。
- ・問19、問20の様に感じるものの、労働者側があまり指導や意見を取り入れない体質にある。職人気質なので仕方がないが・・・一方通行になりがちである。

<業種・会社の規模に応じた職場巡視の研修会の開催を求める声（18名）>

- ・ソフトウェア業、事務職の職場における職場巡視のチェックポイントを知りたい。その様な研修会を望

む。

- ・サービス業における職場巡視の研修会の開催や事例紹介などの機会があればうれしい。
- ・事務系の職場での巡視で重視すべきポイントを教えて欲しい。
- ・業種別のリスク事例集等のサンプルがあれば良い。
- ・職場が多種多様で、管理するのが大変。多業務を想定した研修会をお願いします。

<推進センターや研修会に関する要望等（14名）>

- ・安全衛生委員会は有るのですが、活用がうまくできておりません。より良い運営方法などのセミナーはありませんか？
- ・衛生管理者巡視は週1回実施であるが、頻度が多く、的をしぼった巡視を計画するも、なかなか組みにくいのでアイデアがあれば教示願いたい。
- ・事例（実例の失敗例や成功例など）を聞かせてほしい。
- ・巡視のポイント、事例集の本、講習会をしてほしい。
- ・製造業といっても千種万別、各種職場を見る目（経験）が必要です。社会人数年で得られるものでない。また短時間の素通り研修会でも同様です。協力が得られるか難しいことですが各業種別のビデオやインターネットでの掲載を望みます。
- ・職場巡視の実施研修（見学）を開催してほしい。

<その他ご意見等（13名）>

- ・組織的な取組みが重要。
- ・特になし、マンネリ化している。
- ・安全衛生管理は、現場を知ることから始まり、現場を「観て」・作業者に「聴いて・言ってもらって・改善し・フォローする」ことが必要と感じ、実践している。
- ・巡視を定時間内に実施しても効果は少ないと思う。もし実施するならば、時間外、深夜の実施がいいであろう。問21の通り、職場の外的環境よりも、仕事の内容を検討の方が先決と思う。
- ・看護職の巡視がなされているのか不明。担当の所ではなされていない。
- ・産業医が多忙で、職場巡視ができていないため、専門知識のある産業看護職の方を活用したい。



## 5. 全体への考察

法的根拠のない産業看護職の約7割が定期的、不定期に職場巡視に行っており、産業看護職の8割が「産業看護職の職場巡視が労働者の健康支援に効果的だと思う」と回答していること等から産業看護職の職場巡視に対する関心・意識の高さが窺えた。

産業看護職の職場巡視が効果的と思う理由に、産業看護職から「労働時の表情、他者との関わり方を知ることができる」や「現場の状況と健康状態の関連をみることができる」等の記載があり、産業医からは「きめ細かい情報が得られる」、「女性の場合は独特の柔らかさがその場を和らげる」、「産業医より親しみやすいことが多いため、復職者やトラブル職場の情報収集ができる」などの記載があり、看護の視点としての職場巡視の効果が窺える。

1) ※の平成12年の当センターの調査研究において「京都は、大阪、兵庫に比べ事業場総数が少ない上、大企業で本社機能のある事業場は多くない。そのため、嘱託産業医のみの事業場が多く、産業看護職の総数も少ない」とある。また、3) ※の調査研究においても「労働者数300～999人で専属産業医のいない事業場で働く産業保健師は、産業保健活動の中心的役割を担い、幅広く実践できている」とある。京都のように中小規模事業場が多い地域においては、特に産業看護職の活用が期待され、産業保健サービスが受けられない労働者への健康支援が望まれる。

産業看護職における職場巡視において「疾病や災害の未然防止につながった」という効果は23.3%と低い割合であったことから、産業看護職が職場巡視し、作業環境や作業方法等の改善についても実感していけるようなスキルアップが必要であることが窺えた。

職場巡視の知識や経験を「京都産業保健推進センターの職場巡視の研修や書籍」で補っていると回答頂いた産業看護職も多いこと等から、書籍の充実を図っていくことはもちろん、要望の多かった「業種に応じた職場巡視の研修会、事例紹介」等の研修会開催の検討や、現在、当センターで実施している産業看護職実力アップ研修や、産業医・衛生管理者向けの職場巡視の実地研修等についても多くの産業看護職に参加してもらうような働きかけを図っていく必要があると思われる。

産業看護職の職場巡視が効果的かどうか「分からない」の理由に、産業医と衛生管理者から「産業看護職と接触の機会がない」、「産業看護職自体が分からない」等が多いことや、産業看護職からは「産業看護職の法的根拠を求める声」や「職場の理解を求める声」も多いこと等から、産業看護職の職務について理解されていない部分も少なくないことも窺えた。今後、当センターにおいては、産業医や衛生管理者に対しても、メールマガジンや、産業看護職、産業医、衛生管理者等におけるそれぞれの立場を理解するための3者合同研修会の開催等で産業看護職のPRを図っていく必要がある。

今回の調査は、京都府下で勤務している産業看護職の正確な数が把握されていないこと、当センターに登録されている名簿が更新されていないこと、そのうちのどれだけの産業看護職が今回の質問表に記入したか不明であるため、調査内容が実態にどれだけ即した内容であるかは慎重に判断すべきである。しかし、産業看護職における職場巡視の実態把握という点においては、今後につながる調査になったと考えている。今後、この調査結果をもとに更なる諸状況についての調査がなされることを切望する次第である。

※1) の調査：p31、7. 引用・参考文献1) 問9

※3) の調査：p31、7. 引用・参考文献3) 問18

## 6. まとめ

今後、産業看護職が効果的に職場巡視していくためには、作業環境管理・作業管理に関する知識や経験を深めていき、産業医・衛生管理者等に対して、産業看護職の職務を理解してもらうことが重要であることが

示唆された。

## 謝辞

今回の調査研究において、聴き取り調査や事前調査にご協力して頂いた方々、アンケート調査にご協力して頂いた方々、諸先生方に心よりお礼申し上げます。

## 7. 引用・参考文献

- 1) 京都産業保健推進センター．平成12年度 産業保健調査研究報告書．京都府下の産業保健活動に携わる保健婦・看護婦の業務実態調査．労働福祉事業団 京都産業保健推進センター．平成12年3月
- 2) 愛知産業保健推進センター．平成21年度 産業保健調査研究報告書．事業場における産業看護職を中心とした産業保健スタッフの実態調査．労働福祉事業団 愛知産業保健推進センター．平成21年3月
- 3) 日本産業保健師会、平成20年度 地域保健総合推進事業 産業保健師就業実態調査研究事業報告書．分担事業者 五十嵐千代、平成21年3月
- 4) 大阪産業保健推進センター．平成11年度 産業保健調査研究報告書．大阪府下における事業場で働く保健婦、看護婦の実態に関する調査．労働福祉事業団 大阪産業保健推進センター．平成11年3月
- 5) 京都産業保健推進センター．平成20年度 産業保健調査研究報告書．現在の産業医制度に対する産業医の意識に係る調査研究．労働福祉事業団 京都産業保健推進センター．平成20年3月
- 6) 京都産業保健推進センター．平成15年度 産業保健調査研究報告書．京都府における衛生管理者職務遂行の実態に関する調査研究．労働福祉事業団 京都産業保健推進センター．平成15年3月
- 7) 熊本産業保健推進センター．平成19年度 産業保健調査研究報告書．職場改善事例の収集調査とデータベースの構築．労働者健康福祉機構 熊本産業保健推進センター．平成19年3月
- 8) 福岡産業保健推進センター．平成6年度 産業保健調査研究報告書．病院における職場巡視チェックリストの開発に関する研究．労働福祉事業団 福岡産業保健推進センター．平成6年3月
- 9) 株式会社メディカ出版 産業看護 第2巻2号．効果抜群！職場巡視の極意
- 10) 森 晃爾編著．看護職のための産業保健入門．保健文化社．2010：p119
- 11) 森 晃爾編著．写真で見る職場巡視のポイント．労働調査会 2008
- 12) 日本産業衛生学会 産業看護部会 平成18年「産業看護の専門性」



## 研究協力のお願（依頼書）

産業看護職の皆様へ

**研究課題名：「京都府下における産業保健スタッフ（主に産業看護職）の職場巡視に対する意識・実態調査」**

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

職場巡視は、産業看護職が労働者の健康支援を行う上で、最も重要かつ必要な業務といわれていますが、実際の看護職の産業保健活動においては、職場巡視を実施する機会が少ない、又は例え職場巡視を行う機会を得たとしても活かしきれていない等の意見もあります。また、京都府下において“職場巡視”に絞った調査研究で、職場巡視に関する法的根拠のない産業看護職を対象にした職場巡視の意識・実態調査を行うのは初めてです。そこで、職場巡視における工夫点や問題点等を明らかにし、産業保健推進センターの研修教材資料として活用する等により、今後の産業看護職のレベルアップと事業場への産業保健サービス向上を図ることを目的に、聴き取り調査に加えて、このアンケート調査を実施することに致しました。一人でも多くの産業看護職にご回答を頂きたいと願っております。趣旨にご賛同頂ける方は、ご協力を賜れば幸いです。

ご回答の内容については、情報保護を配慮し調査目的以外には使用いたしません。氏名等の個人情報は内容確認のためだけに使用し、調査結果は個人情報が特定されない内容となります。

調査の趣旨にご賛同頂けるようでしたら、御多用中まことに恐れ入りますが、同封の封書にて

**平成22年11月30日（火）までに**ご返送いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

このアンケート調査にやむを得ずご協力いただけない場合は、下欄にご記入いただき同封の返信用封筒にて返信をお願い申し上げます。

調査に協力できません。（にレを入れてください）

\*この調査に関する詳細や、回答いただいた内容の訂正及び利用の停止等については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

**研究者****研究代表者**

京都産業保健推進センター 所長 森 洋一

**研究担当者**

京都産業保健推進センター 相談員 村田理絵

**共同研究者**

池田 正之、森口 次郎、高田 志郎、桑村 明男、玉泉 孝次、奥田 友子、井手 陽子

**お問い合わせ先**

独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健推進センター

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1

アーバネックス御池ビル東館5階

電話：075-212-2600 FAX：075-212-2700

E-mail：info@kyoto-sanpo.jp

[看護職向け用質問票]

「京都府下における産業保健スタッフ（主に産業看護職）の職場巡視に対する意識・実態調査」

下記の設問について、当てはまるものに○印をつけていただくか又はかっこ内にご記入をお願いします。

回答提出期限：11月30日（火） 予想回答時間：10～15分

まず、あなたのことについてお尋ねします

問1. 性別と年齢をお教えてください。

- ア) 性別 ①男性 ②女性  
イ) 年齢 ①29歳以下 ②30歳～39歳 ③40歳～49歳 ④50歳～59歳 ⑤60歳以上

問2. 持っている資格はどれですか（複数回答可）。

- ①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④衛生管理者 ⑤作業環境測定士  
⑥労働衛生コンサルタント

問3. 産業看護職としての経験年数(通算)は何年ですか。

- ①3年未満 ②3年以上5年未満 ③5年以上10年未満 ④10年以上15年未満  
⑤15年以上20年未満 ⑥20年以上

問4. 現在の雇用形態はどれですか。

- ①正社員（職員） ②嘱託（常勤） ③非常勤（パート勤務） ④その他（ ）

問5. 現在の勤務先はどれですか。

- ①企業・事業場の健康管理室（診療活動なし） ②企業・事業場の診療所・医務室（診療活動有り）  
③健診機関（労働衛生機関） ④健康保険組合 ⑤その他（ ）

あなたが担当している職場についてお尋ねします。担当している事業場が複数ある場合は、活動時間が一番長い事業場についてお答えください。

問6. 担当している職場において現在、衛生管理者を兼務されていますか。

- ①兼務している ②兼務していない

問7. 健康管理を担当されている事業所にはどんな職場がありますか（複数回答可）。

- ①事務系職場 ②化学物質取り扱い職場 ③粉じん職場 ④騒音・振動職場  
⑤クリーンルーム ⑥腰痛職場 ⑦暑熱・寒冷職場 ⑧放射線取り扱い職場  
⑨その他（ ）

問8. 健康管理をご担当されている労働者の人数を教えてください。

- ①50人未満 ②50～99人 ③100～299人 ④300～499人 ⑤500～999人  
⑥1000人以上

問9. 職場巡視（労働者が働いている現場に行く事等）には定期的（計画的）に行かれていますか。

- ①定期的 ②不定期 ③あまり行っていない

\* 「①定期的、②不定期」とご回答頂いた方は問11以下にお進みください。

\* 「③あまり行っていない」とご回答頂いた方は、問10にご回答頂いた後、問21以下にお進み下さい。

問10. 職場巡視にあまり行かれていない理由は何ですか（複数回答可）。

- ①時間がない ②機会がない ③職場の理解が得られない ④行く必要性をあまり感じない  
⑤知識や経験不足等から負担を感じるから ⑥担当業務ではない  
⑦その他（具体的にお書き下さい→） ⇒問21へお進み下さい。

問11. 職場巡視（労働者が働いている現場に行く事等）にはどのくらいの頻度で行かれていますか。

- ①月に1回程度 ②週に1～2回程度 ③ほぼ毎日 ④その他（回程度）

問12. 最初に職場巡視に行くようになったきっかけはどのような事からですか。

- ①業務の一環として ②法令遵守ため ③労災が発生したため ④労働者の訴えを聞いて  
⑤定例化していた ⑥ご自身から職場巡視に行く申し出をした ⑦分からない  
⑧その他（具体的にお書き下さい→）

問13. あなたはどのような形で職場巡視に行かれていますか（複数回答可）。

ア) 職場巡視のメンバーを教えてください

- ①一人で ②衛生管理者と ③産業医と ④職場の責任者と ⑤管理職と  
⑥その他（具体的にお書き下さい→）

イ) 1回の職場巡視に平均してどのくらいの時間をかけていますか。

- ①30分以下 ②30分程度 ③1時間程度 ④2～3時間程度 ⑤ほぼ半日以上

問14. あなたが職場巡視に行く主な目的は何ですか（複数回答可）。

- ①何をどのように作っているかなど企業・事業場そのものを理解する  
②安全衛生上の課題を指摘する ③職場改善の状況や効果を確認する  
④業務内容を理解して保健指導や適正配置を行う際の参考にする ⑤労働者の信頼を得る  
⑥労働者へのアピール ⑦他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になる  
⑧職場巡視に行くことが定例となっている  
⑨その他（具体的にお書き下さい→）

問15. 職場巡視の際、主に心掛けていることはどのようなことですか（複数回答可）。

- ①服装に心掛けている ②労働者の仕事の邪魔にならないように心掛けている  
③指摘事項だけでなく、良好な点も見るように心がけている ④労働者の声を聞くようにしている  
⑤騒音計や照度計等、客観的に測定できる道具を持参している ⑥チェックリストを持参している  
⑦事前に重視して見る部分を決めている ⑧事前に作業環境測定結果を確認している  
⑨事前に前回の職場巡視の指摘事項を確認している  
⑩その他（具体的にお書き下さい→）

問16. 職場巡視を行って、これまでに実際どのようなことに気付かれましたか（複数回答可）。

- ①不適切な作業環境（例：照明が暗い、臭気がきつい等）
- ②不適切な作業姿勢（例：屈んで作業をしている等）      ③保護具の未着用
- ④不安全行動（例：通路以外を歩いていた等）      ⑤職場や休憩室等で不衛生な箇所
- ⑥作業手順書の作成がなされていない、または不十分である
- ⑦ その他（具体的にお書き下さい→      )

問17. 職場巡視で気付いたことを誰に（どのように）伝えましたか（複数回答可）。

- ①伝えないことも多い      ②安全衛生担当者（同行者）      ③産業医（同行者）      ④職場担当者
- ⑤職場担当者的上司      ⑥自分の上司      ⑦他の産業保健スタッフ
- ⑧工場長または工場長クラスの職場担当者      ⑨定められた様式で報告した(例:職場巡視報告書等)
- ⑩安全衛生委員会
- ⑪その他（具体的にお書き下さい→      )

問18. 職場巡視に行って、実際どのような効果を体験されましたか（複数回答可）。

- ①企業・事業場そのものがよく分かった      ②疾病や災害の未然防止につながった
- ③労働者の業務内容がよく分かった      ④労働者の信頼を得られた
- ⑤労働者等へのアピールになった      ⑥他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になった
- ⑦まだ効果を体験していない
- ⑧その他、実際の事例等あれば以下にご記入下さい

例. 肩こりの訴えの多い職場（事務系職場）を中心に職場巡視し、正しい作業姿勢・作業方法等について指導を実施し、肩こりの訴えが減った。

問19. 職場巡視の際、どのような方法で知識や経験を補っておられますか（複数回答可）。

- ①書籍・研修・インターネット等      ②前任者の引継ぎ      ③特にしていない
- ④その他（具体的にお書き下さい→      )

問20. 「①書籍・研修・インターネット等」とご回答された方にお伺いします。

それはどのような書籍・研修・インターネット等ですか？ よろしければ以下にご記入下さい。

例. 京都産業保健推進センターの職場巡視の研修。

問21. 産業看護職が職場巡視することは労働者の健康支援に効果的だと思いますか。

- ①効果的だと思う    ②あまり効果的だと思わない    ③分からない

\* 「①効果的だと思う」とご回答頂いた方は問22と問24にご回答下さい。

\* 「②あまり効果的だと思わない」「③分からない」とご回答頂いた方は、問23と問24にご回答下さい。

問22. 産業看護職による職場巡視が、労働者の健康支援に「効果的だと思う」理由は何ですか（複数回答可）。

- ①企業・事業所そのものの理解につながる    ②疾病や災害の未然防止につながる  
③労働者の業務内容を理解して保健指導等を行う際の参考になる    ④労働者の信頼を得る  
⑤労働者等へのアピールになる    ⑥他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になる  
⑦その他（具体的にお書き下さい→）

問23. 産業看護職による職場巡視が「効果的だと思わない」または「分からない」理由は何ですか（複数回答可）。

- ①看護職に現場の知識があまりない    ②看護職が現場に行くと危険である    ③何となく  
④その他（具体的にお書き下さい→）

問24. 産業看護職における職場巡視について、ご意見やご要望、苦勞している点等があればご記入下さい。

例. 産業看護職が行う職場巡視についても法的根拠が与えられれば、もっと効果的に活動できると思う。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。お手数ですが、同封の封筒にて返送頂ければ幸いです。

## 研究協力のお願い（依頼書）

産業医の皆様へ  
衛生管理者の皆様へ

### 研究課題名：「京都府下における産業保健スタッフ（主に産業看護職）の職場巡視に対する意識・実態調査」

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、職場巡視は、産業保健スタッフが労働者の健康支援を行う上で、最も重要かつ必要な業務といわれていますが、実際の産業保健活動においては、職場巡視を実施する時間がない、又は例え職場巡視を実施しても十分に活かしきれていない等の意見もあります。また、京都府下において“職場巡視”に絞った調査研究で、職場巡視に関する法的根拠のない産業看護職をも対象にした職場巡視の意識・実態調査を行うのは初めてです。そこで、職場巡視における工夫点や問題点等を明らかにし、産業保健推進センターの研修教材資料として活用する等により、今後の産業保健スタッフのレベルアップと事業場への産業保健サービス向上を図ることを目的に、聴き取り調査に加えて、このアンケート調査を実施することに致しました。一人でも多くの産業医・衛生管理者の皆様にご回答を頂きたいと願っております。趣旨にご賛同頂ける方は、ご協力を賜れば幸いです。

ご回答の内容については、情報保護に配慮し調査目的以外には使用いたしません。氏名等の個人情報は内容確認のためだけに使用し、調査結果は個人情報が特定されない内容となります。

調査の趣旨にご賛同頂けるようでしたら、御多用中まことに恐れ入りますが、同封の封書にて

**平成22年11月30日（火）まで**にご返送いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

このアンケート調査にやむを得ずご協力いただけない場合は、下欄にご記入いただき同封の返信用封筒にて返信をお願い申し上げます。

調査に協力できません。（にレを入れてください）

\*この調査に関する詳細や、回答いただいた内容の訂正及び利用の停止等については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

#### 研究者

##### 研究代表者

京都産業保健推進センター 所長 森 洋一

##### 研究担当者

京都産業保健推進センター 相談員 村田理絵

##### 共同研究者

池田 正之、森口 次郎、高田 志郎、桑村 明男、玉泉 孝次、奥田 友子、井手 陽子

#### お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健推進センター

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1

アーパネックス御池ビル東館5階

電話：075-212-2600 FAX：075-212-2700

E-mail：info@kyoto-sanpo.jp



[産業医・衛生管理者向け用質問票]

「京都府下における産業保健スタッフ（主に産業看護職）の職場巡視に対する意識・実態調査」

下記の設問について、当てはまるものに○印をつけていただくか、又はかっこ内にご記入をお願いします。

回答提出期限：11月30日（火） 予想回答時間：10～15分

**まず、あなたのことについてお尋ねします**

**問1. 性別と年齢をお教えてください。**

- ア) 性別 ① 男性 ② 女性  
イ) 年齢 ① 29歳以下 ② 30歳～39歳 ③ 40歳～49歳 ④ 50歳～59歳 ⑤ 60歳以上

**問2. あなたの職種はどれですか。**

- ① 産業医 ② 衛生管理者 ③ 安全衛生担当者 ④ その他（ ）

\* 「①産業医」とご回答頂いた方は問3以下にお進みください。

\* 「②衛生管理者、③安全衛生担当者、④その他」とご回答頂いた方は、問4以下にお進み下さい。

**問3. 勤務先についてお答え下さい。**

- ① 病院勤務医 ② 開業医 ③ 事業場の専属産業医 ④ 健診機関（労働衛生機関）勤務医  
⑤ 大学または研究機関所属医 ⑥ 労働衛生コンサルタントや産業医を主業務とした開業医  
⑦ その他（ ）

**問4. 問2の職種の経験年数（通算）は何年ですか。**

- ① 3年未満 ② 3年以上5年未満 ③ 5年以上10年未満 ④ 10年以上15年未満  
⑤ 15年以上20年未満 ⑥ 20年以上

**あなたの担当している職場についてお尋ねします。担当している事業場が複数ある場合は、活動時間が一番長い事業場についてお答えください。**

**問5. 健康管理を担当している事業場にはどのような職場がありますか（複数回答可）。**

- ① 事務系職場 ② 化学物質取り扱い職場 ③ 粉じん職場 ④ 騒音・振動職場  
⑤ クリーンルーム ⑥ 腰痛職場 ⑦ 暑熱・寒冷職場 ⑧ 放射線取り扱い職場  
⑦ その他（具体的に書き下さい→ ）

**問6. 健康管理を担当している労働者の人数を教えてください。**

- ① 50人未満 ② 50～99人 ③ 100～299人 ④ 300～499人 ⑤ 500～999人 ⑥ 1000人以上

**問7. 職場巡視（労働者が働いている現場に行く事等）には定期的（計画的）に行かれていますか。**

- ① 定期的 ② 不定期 ③ あまり行っていない

\* 「①定期的、②不定期」とご回答頂いた方は問9以下にお進みください。

\* 「③あまり行っていない」とご回答頂いた方は、問8にご回答頂いた後、問19以下にお進み下さい。

問8. 職場巡視にあまり行かれていない理由は何ですか（複数回答可）。

- ①時間がない ②機会がない ③職場の理解が得られない ④行く必要性をあまり感じない  
⑤知識や経験不足等から負担を感じるから ⑥担当業務ではない  
⑦その他（具体的にお書き下さい→） ⇒問19へお進み下さい。

問9. 職場巡視（労働者が働いている現場に行く事等）にはどのくらいの頻度で行かれていますか。

- ①月に1回程度 ②週に1～2回程度 ③ほぼ毎日 ④その他（ 回程度）

問10. 最初に職場巡視に行くようになったきっかけはどのような事からですか。

- ①業務の一環として ②法令遵守ため ③労災が発生したため ④労働者の訴えを聞いて  
⑤定例化していた ⑥ご自身から職場巡視に行く申し出をした ⑦分からない  
⑧その他（具体的にお書き下さい→）

問11. あなたはどのような形で職場巡視に行かれていますか（複数回答可）。

ア) 職場巡視のメンバーを教えてください

- ①一人で ②衛生管理者と ③産業医と ④職場の責任者と ⑤管理職と ⑥看護職と  
⑦その他（具体的にお書き下さい→）

イ) 1回の職場巡視に平均してどのくらいの時間をかけていますか。

- ①30分以下 ②30分程度 ③1時間程度 ④2～3時間程度 ⑤ほぼ半日以上

問12. あなたが職場巡視に行く主な目的は何ですか（複数回答可）。

- ①何をどのように作っているかなど企業・事業場のものを理解する  
②安全衛生上の課題を指摘する ③職場改善の状況や効果を確認する  
④業務内容を理解して保健指導や適正配置を行う際の参考にする ⑤労働者の信頼を得る  
⑥労働者へのアピール ⑦他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になる  
⑧職場巡視に行くことが定例となっている  
⑨その他（具体的にお書き下さい→）

問13. 職場巡視の際、主に心掛けていることはどのようなことですか（複数回答可）。

- ①服装に心掛けている ②労働者の仕事の邪魔にならないように心掛けている  
③指摘事項だけでなく、良好な点も見るように心がけている ④労働者の声を聞くようにしている  
⑤騒音計や照度計等、客観的に測定できる道具を持参している ⑥チェックリストを持参している  
⑦事前に重視して見る部分を決めている ⑧事前に作業環境測定結果を確認している  
⑨事前に前回の職場巡視の指摘事項を確認している  
⑩その他（具体的にお書き下さい→）

問14. 職場巡視を行って、これまでに実際どのようなことに気付かれましたか（複数回答可）。

- ①不適切な作業環境（例：照明が暗い、臭気がきつい等）  
②不適切な作業姿勢（例：屈んで作業をしている等） ③保護具の未着用  
④不安全行動（例：通路以外を歩いていた等） ⑤職場や休憩室等で不衛生な箇所  
⑥作業手順書の作成がなされていない、または不十分である  
⑦その他（具体的にお書き下さい→）



問15. 職場巡視で気付いたことを誰に（どのように）伝えましたか（複数回答可）。

- ①伝えないことも多い      ②安全衛生担当者（同行者）      ③産業医（同行者）      ④職場担当者  
⑤職場担当者の上司      ⑥自分の上司      ⑦他の産業保健スタッフ  
⑧工場長または工場長クラスの職場担当者      ⑨定められた様式で報告した(例:職場巡視報告書等)  
⑩安全衛生委員会      ⑪その他（具体的にお書き下さい→）

問16. 職場巡視に行つて、実際どのような効果を体験されましたか（複数回答可）。

- ①企業・事業場そのものがよく分かつた      ②疾病や災害の未然防止につながつた  
③労働者の業務内容がよく分かつた      ④労働者の信頼を得られた  
⑤労働者等へのアピールになつた      ⑥他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になつた  
⑦まだ効果を体験していない      ⑧その他、実際の事例等あれば以下にご記入下さい

例. 肩こりの訴えの多い職場（事務系職場）を中心に職場巡視し、正しい作業姿勢・作業方法等について指導を実施し、肩こりの訴えが減つた。

問17. 職場巡視の際、どのような方法で知識や経験を補つておられますか（複数回答可）。

- ①書籍・研修・インターネット等      ②前任者の引継ぎ      ③特にしていない  
④その他（具体的にお書き下さい→）

問18. 「①書籍・研修・インターネット等」とご回答された方にお伺いします。

それはどのような書籍・研修・インターネット等ですか？ よろしければ以下にご記入下さい。

例. 京都産業保健推進センターの職場巡視の研修。

問19. 産業看護職が職場巡視することは労働者の健康支援に効果的だと思いますか。

- ①効果的だと思う      ②あまり効果的だと思わない      ③分からない

\* 「①効果的だと思う」とご回答頂いた方は問20と問22にご回答下さい。

\* 「②あまり効果的だと思わない」「③分からない」とご回答頂いた方は、問21と問22にご回答下さい。

問20. 産業看護職による職場巡視が、労働者の健康支援に「効果的だと思う」理由は何ですか（複数回答可）。

- ①企業・事業場そのものの理解につながる
- ②疾病や災害の未然防止につながる
- ③労働者の業務内容を理解して保健指導等を行う際の参考になる
- ④労働者の信頼を得る
- ⑤労働者等へのアピールになる
- ⑥他のスタッフや労働者とのコミュニケーションの一環になる
- ⑦その他（具体的にお書き下さい→）

問21. 産業看護職による職場巡視が「効果的だと思わない」または「分からない」理由は何ですか（複数回答可）。

- ①看護職に現場の知識があまりない
- ②看護職が現場に行くと危険である
- ③何となく
- ④その他（具体的にお書き下さい→）

問22. 職場巡視に関するご意見やご要望、苦劳している点等があればご記入下さい。

例. 業種に応じた職場巡視の研修会を開催してほしい。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。お手数ですが、同封の封筒にて返送頂ければ幸いです。